

米軍基地関係特別委員会記録
<第2号>

令和元年第4回沖縄県議会（6月定例会）

令和元年7月8日（月曜日）

沖 縄 県 議 会

米軍基地関係特別委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 令和元年7月8日 月曜日
開 会 午前10時2分
散 会 午後5時2分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 乙第20号議案 訴えの提起について
- 2 請願平成30年第5号、陳情平成28年第39号、同第78号、同第117号、同第119号、同第124号から同第127号まで、同第138号、同第153号、同第161号、同第163号、同第167号、同第168号、同第175号、同第178号から同第183号まで、陳情平成29年第13号、同第20号の4、同第23号、同第25号、同第27号、同第28号、同第31号、同第44号、同第79号、同第81号、同第99号、同第116号、同第117号、陳情平成30年第27号、同第28号、同第70号、同第82号、同第95号、同第96号、陳情第6号、第10号、第12号、第13号、第17号、第18号、第33号、第41号、第43号、第51号、第54号から第56号まで、第67号及び第68号
- 3 軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立（3月以降の米軍関係の事件・事故について）
- 4 閉会中継続審査・調査について

出 席 委 員

委 員 長 仲宗根 悟 君

副委員長	親川敬君
委員	山川典二君
委員	花城大輔君
委員	末松文信君
委員	照屋守之君
委員	宮城一郎君
委員	照屋大河君
委員	新垣清涼君
委員	瀬長美佐雄君
委員	渡久地修君
委員	金城勉君
委員	當間盛夫君

委員外議員 なし

説明のため出席した者の職・氏名

知事公室長	池田竹州君
辺野古新基地建設問題対策課長	多良間一弘君
環境部環境企画統括監	松田了君
土木建築部土木整備統括監	照屋寛志君
企業局配水管理課長	上地安春君
教育庁県立学校教育課長	玉城学君
警察本部刑事部長	島袋令君
警察本部交通部長	宮城正明君

○仲宗根悟委員長 ただいまから米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

乙第20号議案、請願平成30年第5号、陳情平成28年第39号外54件、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る3月以降の米軍関係の事件・事故について及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、環境部長、土木建築部長、企業局長、教育

長、警察本部刑事部長及び同交通部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第20号議案訴えの提起についての審査を行います。

ただいまの議案について、知事公室長の説明を求めます。

池田竹州知事公室長。

○池田竹州知事公室長 それでは、乙号議案について、御説明いたします。

ただいま通知しましたのは、令和元年第4回沖縄県議会（6月定例会）乙号議案説明資料でございます。通知をタップし、ごらんください。

乙第20号議案訴えの提起について御説明いたします。

スクロールしていただき、次のページをごらんください。

資料の1ページ中段の議案の概要をごらんください。

沖縄県副知事が平成30年8月31日付で行った普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認取消処分について、沖縄防衛局長は、国土交通大臣に対して行政不服審査法による審査請求を行いました。

国土交通大臣は、審査請求を受けて、平成31年4月5日、当該取消処分を取り消す旨の裁決を行いました。

この裁決により、当該取消処分が取り消されたものとして当該建設事業が遂行されることにより、本県の利益が侵害されている状況となっていることから、国土交通大臣が行った裁決の取り消しを求める訴えを提起するため、議会の議決を求めるものであります。

以上で、乙第20号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○仲宗根悟委員長 知事公室長の説明は終わりました。

これより、乙第20号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては、要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 おはようございます。

これまでですね、この辺野古に関する裁判、何件か起こしていますよね。そ

の件数、いついつ起こして、今回の裁判のものがどういうふうなかかわりがあって影響あるのか。その説明お願いできませんか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 お答えいたします。

まず、辺野古に関します国との訴訟につきましては、平成27年の承認の取り消しに関しまして、代執行訴訟—これが平成27年の11月に提起されております。あと2つ目としまして抗告訴訟、これが平成27年の12月でございます。あとは関与取消訴訟というものがございまして、これが平成28年の2月という形になります。

その後和解を得まして、平成28年に入りまして、平成28年7月に不作為の違法確認訴訟というものがございました。

あとは岩礁破碎をめぐるまして差し止め訴訟。それからことし平成31年3月の関与取消訴訟というもので、合計で6つの訴訟というものがこれまであったところでございます。

以上でございます。

○照屋守之委員 その結果としてですね、この辺野古の普天間代替施設建設の辺野古移設建設については、最高裁の判決で最終的にこの今の普天間の代替施設として、規模も3分の1、危険性の除去もされるということも含めてですね、最高裁の判決がおりて、もうこれは埋め立ての承認はしないとイケないということで、平成28年12月26日でしたか、翁長知事が埋め立てを承認するわけですよ。それによって工事は進められていくということと、もう一つ県がやったのは、この裁判の結果に従って、その結果を尊重してそれに従いますよという和解までやっているわけですね。和解までやって、この辺野古の工事は合法的に進められているという、そういうふうな最高裁のお墨つきを得ながら、なおかつ協力してやっていくという和解もして、約束もしながらですね、その後、今のように裁判を起こしていく。これが、反対をする皆様方からは、非常に頑張っているねということかもしれませんが、客観的に見て、本当にこの辺野古問題の解決を願っている、普天間問題の解決を願っている県民からするとですね、一体全体どういうことですかと。どういうことですかと。最高裁の判決がおりて、県はそれに従って埋め立ても承認しながら、協力して一緒に進めていくという和解もしながら、なおかつこんな形で一つ一つ取り上げて裁判を起こすという。これが非常に理解しがたいんじゃないですかね。

今回の訴訟によって、これまで不信感を抱いてる県民とかですね、これは全国民ですよ。今回の裁判のことを含めてどう説明します。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 お答えいたします。

平成27年の際の承認取り消しはですね、承認には取り消し得るべき瑕疵があるという形のこと、承認を取り消したものでございます。その後、今御指摘のとおり、平成28年12月の不作為の違法確認訴訟における最高裁判決におきまして、この承認は適法なものとされましたので、県は判決に従って承認取り消しを取り消したという経緯があります。

しかしながら、その後、この承認後に当たってですね、新たにわかった事実がありまして、承認に付した理由事項に基づかない、実施設計、環境部保全措置の事前協議が調わないままに工事を着工したりでありますとか、軟弱地盤でありますとか、そういった問題が判明したこと、そういったものに基づきまして承認の要件を満たさなくなったということで、県は昨年一平成30年8月に承認を取り消したというようなことでございます。

ですから今回は、その後の承認後のものに関する取り消しに関する訴訟を行うというものでございます。

以上でございます。

○照屋守之委員 今説明しているのはですね、翁長知事が28年の12月26日に埋立承認をして、最高裁は法律に基づいて、この国がやる埋め立ては適法だと。そのことが普天間の危険性の除去になるし、沖縄県の基地負担の軽減にもなるということで、判決をし、それを認めて皆様方は、県は承認したわけですね。今説明しているのは、その後起こった事項に対して県がどうのこうのと言いますけれど、だから、和解条項というのは、皆様方が、県が、その国のやるものを、裁判で負けて承認するわけですけど、それを認めてね、やるものについて、和解条項というのは今説明したものを、国も県も協力しながらやりますよというのが和解条項なんです。今皆さんがやっているのは、和解条項に反することなんです。客観的に見るとですね。

次の軟弱地盤の問題はですね、どんな大規模な工事であれ、那覇空港の第2滑走路もそうでしょう、恐らく本土の関西国際空港とか、あるいは中部国際空港も含めて埋め立て、そういうふうな大規模な開発を伴う工事は、設計はある程度やりました、工事を進めていく上でさまざまなことが生じますと。これだけの自然が相手ですからね。当然設計変更は、これはもうつきものなんです。今軟弱地盤という指摘は、そういうふうな当初予期していなかった部分が判明して、それはその工事を進めていく上で、設計変更してこの工事を進めるという、この一連の事業の中の一つの作業なんです。それを捉えて、予期し

なかったことが起こっているという、今の県の主張は、これ最高裁の判決がおりてなければそれは通るかもしれませんよ。だって、国、裁判所はそれもわかった上で皆様方は承認しているんでしょうと。通常そうなりますよね。

ですから今の県の主張というのは、普通我々が考えても、通らない。ましてや、最高裁でそういうふうな裁判の履歴があつて、最高裁でこういう形でやって、これ適法ですよ、普天間の危険性除去のためには3分の1になりますよ、代替施設ですよ、というふうなものを、裁判所が認めて、一つ一つ皆様方はそれを不服だからといって訴えても、これを裁判で勝てるはずがないじゃないですか。誰がどう考えても勝てませんよ。

これまで、先ほど言いましたように、県が裁判で訴え使った費用、今回も含めてですね、これ幾らになるんですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 はい、お答えいたします。

先ほど説明しましたとおり、平成27年から平成30年度まで6つの訴訟があるわけですが、国との訴訟で要した費用が、7734万1280円という形になっております。この訴訟以外の法律相談でありますとか、審査請求、係争処理委員会、こういったものにかかった費用が7559万6218円というふうになっておまして、合計しますと1億5293万7498円という形になっております。

○照屋守之委員 今回幾らでしたか。済みません。確認します。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 689万5000円でございます。今回補正をかけているものでございます。

○照屋守之委員 6つの裁判で7700万円。法律相談も含めて別なことで7500万円。1億5293万円。1億5000万円余りね。この財源はこれは一般会計、自己財源でしょう。どうですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 そのとおりでございます。

○照屋守之委員 これだけですね、県の行政は、裁判闘争するために行政があるわけじゃありませんよ。一般のそういうふうに異を唱える皆様方がですね、裁判で訴えて問題解決をしていくということについては、これはいいですよ。ところが沖縄県政はですね、この問題を裁判闘争でやる立場じゃありませんよ。県民の民意とか、おっしゃるように選挙結果とかさまざまなことを訴えてです

ね、県知事がそれを公約してやっているということだったら、それはそのもとに解決を図るべきですよ。県の行政が一つ一つそうやって裁判を起こしてですね、6つ。1億5000万円もお金をかけて、今どうなっていますか、現場は。どうなっていますか、今。このつくらさないという方向に進んでいますか。みずから裁判闘争をずっと繰り返してですね、皆様方が埋立承認をして工事が進んでいるんですよ。本部町が資材の搬入に港の許可をして、あれ県管理だけ皆様方は本部町に押しつけているけどね。本部町が許可をして、行政手続で資材搬入して工事が進んでいるんですよ。皆様方に許可してやっているんですよ。沖縄県が埋立承認して工事が進んでいるんですよ。工事はさせながら、皆様方は事あるごとに裁判を起こして、1億5000万円もかけて、さらにまた700万円近くのお金をかけて。何とも思わないんですか。工事がとまるんだったらいいですよ。工事がとまって解決に道筋がつけば、それは納得いきますよ。県の行政は、裁判闘争の拠点ですか。裁判することが県の行政ですか。問題解決するのが皆様方の仕事じゃないですか。沖縄県は、辺野古容認する人も反対する人もたくさんいますよ。さまざまな民意がありますよ。玉城知事はその民意は全部尊重すると言っているんですよ。それをわかりながら、こんな1億5000万円もかけて、なおかつ、今後どうなるかということも責任を負えない裁判を皆様方は提起する。どういうことですか。解決するんですかこれで。説明してくださいよ。

○池田竹州知事公室長 お答えいたします。私ども訴訟だけでこの問題が解決するというふうには考えておりません。玉城知事就任後、繰り返し対話による解決を政府に呼びかけているところです。就任挨拶で安倍総理とお会いしたときに私も同席していましたが、まず対話できちんと解決していこうと。それは、その後県民投票の結果、お会いしたときも繰り返し述べられていたところでございます。

ただ、一方で国のほうは、例えば留意事項に基づき全体の実施設計を行うまで工事を行わないよというふうには私どもが指導しても、本来事業者は承認権者の指導に従うべきところをそれは従う必要がないということで、工事を一方的に進めている面もございます。そのようなわけで、私ども工事をこれ以上進めさせないためには、やはり、今回6月議会をお願いしています抗告訴訟の議案と予算の審査をお願いしているところでございます。訴訟だけでこの問題の解決を図るということは、知事も繰り返しおっしゃっていますが、対話による解決というのが一番必要だろうと考えているところでございます。

○照屋守之委員 1億5000万円余りの、真水の、非常に自己財源が厳しい、県全体の予算からしても3分の1しか自己財源がない。沖縄振興のありようというのは、一括交付金の事業、国の大きな予算に委ねて、8割を国からもらって、2割の裏負担、自己財源で県民の仕事をする。そういうふうな、非常に厳しい財源の中で、何の成果も生み出してない、結果的に。それを1億5000万円かけて、今言うように、689万円かけて、これは参考にしながら裁判、話し合いで解決する。よくそんな無責任なことが言えますね。よくそんな無責任なことが言えますね。我々はこれだけの自己財源があれば、1億5000万円。県民のための貧困対策であれ何であれ、そういうふうなものに充てて、これが2割としたら一括交付金で幾らの財源がつかれるんですか。そういうふうな考え方になぜならないんですか。

自分たちの立場を一県知事の立場かどうかわかりませんが、本当に話し合いで先ほど留意事項を守らなかったと言う。国は一いいですか、先ほど言いましたように、和解条項でお互いが協力して進めていくということ、国はその立場にいるんですよ。最高裁判決でね。そうするとさまざまな問題は、お互い話し合いをして、協力をしてやっていくというふうな立場ですから、留意事項違反がどうのこうのというのは、皆様方には通らないわけですよ。この話し合いですという、具体的な説明もなされない。一般質問で聞いても、ただ単に話し合いをする、話し合いをする、対話をする。誰といつどこでどういう形でやるかも示さない。という中で、こういうふうな裁判闘争を続けていく。

この裁判は勝つ見込みはどのくらいあるんですか。七、八割はあるんですか。どうですか。

○池田竹州知事公室長 まだ大分前ですので、そういった結果についてはちょっと言及しがたいんですが、私ども昨年の埋立承認の取り消しの適法性について、議案が議決いただけましたら、きちっと主張をしてまいりたいと考えております。

○照屋守之委員 私非常に不思議なんですけど、皆様方これだけ6つの裁判をやって、1億5200万円かけてやりますね。沖縄県の皆様、さまざまな弁護士の方々と相談してやりますよね。普通は最高裁判決まで負けて、その内容も全部熟知していますよ、弁護士はね。先ほど言いましたように、法的に認められた、和解によってお互いが協力して進めていきますよ、そういう約束もやりましたと。そうすると、弁護士はですね、こういうような経緯をたどっていくと、これから起こるであろうというその裁判について、これだったら勝てますよ、

これは厳しいですよ、当然その辺の意見交換やるのが当たり前じゃないですか。専門家はどうなんですか。これ勝つか負けるか、どういうふうに考えているんですか。やってみないとわからないということですか。

○池田竹州知事公室長 繰り返しになりますが、議決をまだ得ておらず裁判もしていない段階で、結果について言及することは差し控えたいと思います。私ども、とにかく私どもの埋立承認取り消しが適法であることをきちんと主張してまいりたいというふうに考えております。

○照屋守之委員 これ初めての裁判じゃありませんからね。先ほど言いましたように。6つやって1億5000万円余りお金をかけてる。今、県議会に諮っているんですよ。県議会に。皆様方は、もう裁判を起こしても勝てませんよという実績をつくってきたんですよ、ずっと。

これ県議会に新たにまたこの裁判を提起してですね、皆様方自信を持って、今回689万円かけますけど、この裁判絶対我々が勝ちますと。だから議会の方々認めてくださいということになれば、我々はとてもじゃないけどこれに対して意思決定できませんよ。皆様方がこんな無責任なやり方でね、やってみないとわからない。議案だから出して、この結果を見てしかわからないという議案はですね、こんなやり方ありますか。これ一本じゃないです。先ほど言いましたように、ずっとやってきて負けて、とどめはそれを裁判の結果で、沖縄県が埋立承認をしたんですよ。今工事が進んでいるのは、沖縄県の責任なんですよ。埋立承認したから、工事が進んでいるんです。港の使用が許可されたから資材が搬入されているんですよ、行政手続で。そういうふうなものを全て無視してですね、裁判一つ一つ、物事が起こって、あれはあれ、これはこれという、別物では片づけられませんよ。ここまで来るのに23年かかってますよ。この裁判が勝てるのか、勝てないのかということも含めて、もっと丁寧に説明してください。そうじゃなければ、議案審査、非常に厳しいですよ。我々、県民にどうやって責任果たしますか。

○池田竹州知事公室長 繰り返しになりますが、私ども昨年8月の取り消しは、埋立承認後一三年前の承認後に生じた事由に基づき、適法な埋め立てが継続できないということで埋立承認を撤回したものでございます。その正当性について、きちんと裁判所、そして県民にも理解を訴えていきたいと考えております。

○照屋守之委員 以上です。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。

山川典二委員。

○山川典二委員 関連しますんでちょっと伺いますけれども、裁判費用が約1億5300万円あるということなのですが、弁護士費用は幾らくらいですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 お答えいたします。

先ほどの6件の、平成27年度から平成30年度までで、弁護士委託料としましては、1億1758万7759円という形になっております。

○山川典二委員 約1億2000万円の弁護士費用でありますけれども、先ほど照屋委員からもありましたけれども、最高裁の敗訴であるとかですね、これまで6件のうち2件は敗訴、あとはその和解もしくは取り下げというようなことなのですが、本当にその論理構成として、約1億2000万円かけて、ずっと負けているわけでありませぬ。今回も訴えの提起で出ておりますけれども、やはり県民は、本当にこれが勝てる可能性があるのかね。それだけの論理構成、理論構成をしっかりととされているのか。弁護士の皆さんのこの今回の訴えの提起にかけての、議論の内容を御説明をお願いしたいと思いますけど。

○池田竹州知事公室長 はい、お答えします。

基本的には、私ども4月5日の国土交通大臣の裁決の違法・無効を求めるものです。ですから、主張としましては、昨年8月の県の埋立承認取り消し・撤回事由について、きちんと論理構成を今図っているところでございます。例えば軟弱地盤の問題でありますとか、環境保全措置の問題などですね。そういったところに、きちっと今後検討していくという形になろうかと思っております。

○山川典二委員 これまでの裁判と今回の裁判の違い、主なポイントはどのようにありますか。御説明をお願いします。

○池田竹州知事公室長 はい、1つには埋立承認、翁長知事の取り消しの取り消しにより適法とされた埋立承認後に生じた事由が、昨年8月の取り消し事由となっております。ですから、3年前の最高裁のときには、私どもは翁長知事の取り消し事由について審査をしていただきたいというふうに申し上げたんで

すが、最高裁、高裁、どちらのほうも、いわゆる仲井眞知事のとときの承認のものに瑕疵があるかという観点で審査をされて行ったという経緯がございます。

今回その3年前の事由を争ってるものではなくて、その後に生じた、判明した事由をもとに訴えを行うという形になっております。

○**山川典二委員** 何度かこの議論がありますけども、その新たなその事由というのを改めて説明してください。

○**多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長** お答えいたします。

埋立承認の今回平成30年8月の取り消しのほうはですね、国土利用上適正かつ合理的なることという公水法の4条1項1号、この要件を充足していないこと。それから、処分に、承認に付された留意事項1の不履行であるということ、それから災害防止につき十分配慮という同項2号の要件を充足していないこと。それから、環境保全につき十分配慮せられたるものなることという、同じく2号の要件を充足していないことというのを理由としております。

その具体的な項目としましては、軟弱地盤でありますとか、活断層、高さ制限、それからサンゴ類の移植、それからジュゴン、海草藻類といったようなものを挙げているところでございます。以上でございます。

○**山川典二委員** 例えばその軟弱地盤のですね、皆さんは一つの理由としてありますけども、これの根拠になる皆さんの調査内容といいますかね。その根拠は何ですか。

○**多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長** 我々は沖縄防衛局のほうに情報の開示請求を行いまして、その資料の中で軟弱地盤であるということが示されたというところがございます。

○**山川典二委員** 沖縄防衛局の資料に基づくということなのですが、防衛局は、あの軟弱地盤は十分に対応できると。工事もできるというふうに話をしていますよね。皆さんは、それをそのまま受けて、いやそれは軟弱地盤だからこれはだめだというようなことなんですけど、それは、もう少し何か、皆さん独自の、今回の訴えの提起も含めての根拠になる新たな事由の、やっぱり理論構成というののはしっかりとなさるべきだと思うのですが。説明にならないですよ今のは。いかがですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 沖縄防衛局のほうは、平成28年3月、この軟弱地盤に関する報告書ですけども、その平成28年3月の時点で軟弱地盤であるということがわかっていたというところでございます。

それに対して、設計概要の変更承認でありますとか、そういった申請もなされないままに工事が続けられておりましたので、我々としましては行政指導を行っていたというところでございます。ただ、それに従うこともなかったということで、我々としましては、当初の設計概要のままでは要件を満たさないということで、撤回の理由としたというところでございます。

○山川典二委員 活断層の話も出ましたけれども、活断層につきましても、専門家は、たしか1人とか2人とか少人数でしたね。お一人でしたかね。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 活断層につきましては、お二方から意見をいただいております。

○山川典二委員 その根拠も十分に一例えば、今後訴えの提起の中で、新たな事由ということで出ているわけでありますから、弁護士の皆さんの中で議論があるかもしれませんが、それは十分に、今回のこの裁判を勝訴に導くためのビジョンづけはできているんですか。これが全くわからないんですよ、抽象的です。いかがですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 今回、4月5日の国交省の裁決の取り消しを求める訴えを提起するというところで議案を提案しているところでございますけれども、その裁決の中身で、当然我々また活断層なり、軟弱地盤なりにつきまして、裁決の中身がおかしいということで、十分な理論構築というのを、現在一先ほども公室長からも答弁あったところでございますが、検討していくというところでございます。

○山川典二委員 いやよく、これ答えになってないんですけどね。まあいいですよ。あのね、国交大臣の裁決について議論がありましたけれども、例えばその場合にその国地方係争処理委員会。そこは、皆さんの申し出は却下されましたね。なぜ却下されたんですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 お答えいたします。

今回の我々の審査申し入れに対します係争処理委員会の却下の理由でござい

ますけれども、本件裁決に、成立にかかる瑕疵は存在しないことから、同裁決は当委員会が審査すべき国の関与から除外されるものであって、当委員会の審査対象とはならないということを理由として県の審査申し出を却下しているところでございます。

○山川典二委員 この却下に対して県はどのような対応をとるんですか。

○池田竹州知事公室長 はい、今却下決定の内容をまず精査している途中であります。今後、地方自治法に基づく関与取消訴訟の提起も含め、対応を検討しているところでございます。

○山川典二委員 一応裁判も想定をして、今審議中ということでは理解していいですか。

○池田竹州知事公室長 はい、委員御指摘のとおりでございます。

○山川典二委員 国の関与はないということで却下されたという話が先ほどありましたけれども、この国係争処理委員会の位置づけですね。どういう委員会で、どういう人選といいますか、人たちが委員になっているのか。簡単に御説明をお願いします。

○池田竹州知事公室長 係争委は地方自治法の大改正、国と地方一都道府県、市町村が対等・協力の関係であるという改正の際に、国・地方間の係争が生じた場合に解決する機関として置かれたものというふうに理解しております。

委員につきましては、個別の委員のことはちょっと申し上げるのは差し控えますが、国会の同意を得て選ばれる有識者、見識の高い方からなっているものというふうに考えています。

○山川典二委員 この委員の構成人数は5人ですけれども、今、公室長がお話をなさったように、国会の承認を得なければいけない。同意が必要なんですよね。衆議院、参議院、全会一致でこのメンバーが選ばれているんですよ。これはもう自民党から公明党から維新からですね、立憲民主、国民民主、社民、そして共産。要するに衆議院の全会一致なんですよね。大変そういう意味では、重い委員会なんですけれども、その委員会が県の申し入れに対して却下したという、議論にならないというような今判断をしていることに対して、改めて県の

見解を伺いたいと思います。

○池田竹州知事公室長 この係争委を置かれた際に、こういったものを扱うかというのは当然議論があったかと思いますが、基本的に、いわゆる行政不服審査法に基づく審査請求は、係争委の審査から除かれているところでございます。審査請求そのものが基本的には私人の救済を目的とするものということで、それで原則として除かれているというふうに考えております。

ただ、今回その審査請求であっても、それがいわゆる一何と言いますかね、国の関与に当たるかどうかについては審査をした上で、その入り口の議論につきまして裁決が国の関与とは言えないという理由で結果的に却下をされたという形になっております。

○山川典二委員 国会全会一致でですね、選任されたメンバーの皆さんがこの問題について却下をするという、これ大変重い判断だと思うんですね。それについて知事のコメントが6月17日付にね、国地方係争処理委員会、処理委員会の却下決定についてるるありますけれども、その中に知事は、「同委員会は、創設当時に期待されていた役割を十分に果たしているのか。疑念をもたざるを得ません。」と書いてますよね。国会で全会一致で承認された皆さんによる、構成されるこの委員会について疑念があると。これはどういう意味ですか。

○池田竹州知事公室長 もともと創設の経緯で国と地方が対等・協力ということで、紛争が起きたときの解決を図る機関として置かれたものというふうに思っております。その際、地方6団体のコメントを見てもかなり期待感が高かったと。ですから、できましたらそういう入り口論ではなくて、きちっと実体的な審査まで踏み込んでいただきたかったというのが私の考えでございます。

○山川典二委員 いやですから、議論にならない、入り口の段階で、これはもう議論にならないという一つの判断だと思うんですよ。却下というのはですね。これは、地方自治法251条ですか。250条から251条に関して、この係争委員会の法律で、地方自治法でうたわれておりますが、そこの判断が、入り口でもう議論にならないんだと。既に一つの最高裁の判決等を含めてですね、係争委員会の皆さんは法律の専門家ですから。一つの判断をしているんですよ。この重みについて、皆さんはどう思うのですかということを知りたいんですよ。

○池田竹州知事公室長 原則として、原則というのは法律で裁決は除くという

のがやはり大きな壁になっていたのが事実としてはあるかと思います。私どもとしては、そこをどのように捉えるかは当然係争委の御判断ですけれども、実質的な審査を行っていただきたかったという思いがございます。

○山川典二委員 ですからその思いというのはわかるんですよ。だけど法律行為で一行政ですからね。お互いみんなそれを根拠にして動いているわけでありますから、その中で、地方自治法にうたわれたその係争委員会のメンバーの判断として、今回の件の辺野古移設等含めてのね、申し出については、これはもう議論のある意味価値がないという、そうじゃないと議論しているはずですよ。それは過去のその係争委員会も含めて、却下されていることについて、改めて、どういうふうにお感じなのですかと。つまり感想じゃなくてですね、行政行為として今後どういうふうにして訴えの提起も、後ほどね。想定内にあるということがありますから、しっかりとその辺は、ちょっと説明をお願いしたいなと思うのですが。

○池田竹州知事公室長 係争委の富越委員長のコメントにもございましたけれども、今回のものはいわゆる入り口ということで、沖縄県の申し出の内容等については一切審査をしたものではない、その違法であるか、あるいは適法であるかについては、中身の議論というのは一切行っていないというふうに、ということでの発言もございます。

私どもは、その中身の話をきちんと訴えていくということで、今回、抗告訴訟も提起しているところでございます。その辺につきましては、今係争委の決定も踏まえて、いわゆる関与取消訴訟についてどうするかを庁内で検討しているところでございます。

○山川典二委員 庁内で今検討して弁護士の皆さんとも相談しながら、今後また訴訟の可能性もあるという話なんで、その辺はちょっと今後注視をしていきたいと思いますが、この訴えの提起含めてこの辺野古の訴訟問題について、例えば、ちょっと話が少し横に行きますけれどもですね、知事の全国トークキャラバン、ありますね。これについてちょっと整理しながら聞きたいんですが、その中で、シンポジウムがありました。その中で、この辺野古の裁判も含めた議論がなされたんですかね。その確認をしたいんですが。それと同時に、このトークキャラバンの意義はなんですか。あわせて説明をお願いします。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 お答えいたします。

県におきましては、基地問題の現状でありますとか、普天間飛行場返還問題、あるいは辺野古新基地建設問題、それから日米地位協定の問題、こういったものについては広く周知を図りまして、問題解決に向けては国民的議論の機運醸成が必要だというふうに考えています。その機運醸成を図ることを目的としまして、トークキャラバンを実施することとしまして、6月11日に東京のほうに行きまして、このキックオフシンポジウムというものを開催したところでございます。

○山川典二委員 このトークキャラバンの総予算、そして県は、民間のシンクタンクに委託をしておりますよね。この委託の内容ですね。どういう基準でこの民間のシンクタンクを選んだのか。まずそこから御説明をお願いします。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 はい、まずトークキャラバンのほうの費用でございますが、これは令和元年度予算におきまして、1043万5000円を見込んでおります。それから業者のほうにつきましては、プロポーザル方式による募集を行いまして、ことしの4月19日から5月2日までインターネットで募集を行ったところでございます。業者選定に当たりましては、庁内における業務委託審査委員会を設置しまして審査を行った結果として選定したということでございます。以上でございます。

○山川典二委員 プロポーザルには、何社応募しました。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 1社でございます。

○山川典二委員 なぜ1社しか応募しないんですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 我々の周知のほうが悪かったのか、あるいはゴールデンウィークとも絡んでいたのか、そのあたりいろいろさまざまな要因があると思いますが、なぜという部分に関しましてはちょっと我々のほうも分析はわかりません。

○山川典二委員 この民間のシンクタンクは、翁長前県政時代から、アメリカのそのロビー活動であるとか、一緒にタグを組んできた団体ですよ。それは間違いはないですか。認識として。私の認識として。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 この我々のほうの委託業者のほうですけれども、平成27年と平成29年2月に行われました知事訪米と同時期に行われました国会議員、あるいは県内の市長さんでありますとか県議会議員、あるいは経済人といった者からなる訪米活動にですね、そのコーディネーターでありますとか、アテンド業務を請け負ったということは承知しております。

○山川典二委員 ですからそういう、既に反辺野古であるとかですね、それを主眼として翁長県政を支え、そして玉城県政を支えてきた民間シンクタンクだと思いますけれども。私の認識は間違っていますか。

○池田竹州知事公室長 請け負った業者さんの活動実績、さまざまところがございます。辺野古一訪米の際にそういった活動をしたのもございますけども、そのほかにもいろいろな活動を、いわゆる団体として取り組んでいるというふうに考えております。

○山川典二委員 このシンクタンクの評議委員が6名おりますよね。その6名の名前はわかりますか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 はい、お答えいたします。

この業者さんのですね、評議委員という形上、NDさんのですね、パンフレットとかによりますと、柳澤協二さん。それから、マイク・モチヅキ教授。それから、屋良朝博さん。それから山口二郎さん。それから鳥越俊太郎さん。あとは藤原帰一さんという形の6名になっております。

○山川典二委員 このメンバーはですね、私見ですが、どちらかというところ左派系ですよ。もしくはリベラル。その中にあの、柳沢さんそしてマイク・モチヅキさんは万国津梁会議のメンバーでもありますね。そして、この6月11日の東京の最初のシンポジウムに県の担当者はどなたが出席されましたか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 県の職員としましては、私と担当者、それから公室長のほうが参加しているところでございます。

○山川典二委員 そのときのシンポジウムの5人のパネラーといいますかね、登壇して議論をされた方がいると思うのですが、その5人のメンバー、わかりますか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 はい、まずアメリカシンクタンク、憂慮する科学者同盟上級アナリストのグレゴリー・カラツキーさん。それから沖縄国際大学の前泊博盛教授。それから東京新聞の論説委員の半田滋さん。それから共同通信社記者の豊田祐基子さん。それから県民投票条例制定請求者の元山仁士郎さんの5名というふうになっております。

○山川典二委員 この5人のメンバーについて、どういうふうに皆さんは評価されますか。いや議論があるかどうかですよ。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 彼らの選定につきましては、いろいろ基地負担の状況でありますとか、辺野古の状況、それから国民的議論の機運を醸成する目的ということで開催しましたので、こういった議論を行うに当たっての見地から、専門的な見地から意見を賜れる方ということで、委託業者からの提案をもとに選定したというところでございます。

○山川典二委員 このシンポジウムの目的は、当日で、辺野古での新基地建設について、民主主義、経済、日本の安全保障、アメリカの軍事戦略など、さまざまな専門家の分析をもとに改めて議論するということなんですが、さまざまかもしれませんが、どちらかというところ、本会議でも与党の議員からもありましたけれども、どちらかというところリベラル、左派に寄っている方々だと思わんですがね。それでですね、こういう話が一辺野古容認のたまたまその出席者から連絡がありましたし、また、週刊誌の記事にもあるんですけどもね、ある方が、辺野古は唯一の選択肢という政府の説明をうそだと切り捨て、普天間飛行場を辺野古に移設する軍事的合理性はないし、政治判断でいかようにもできる。あとは安倍さん、菅さんのやる気だ。彼らがやらないなら、やれる違う人を探しましょうよと言ってですね、沖縄に脅威はない。脅威がある云々ではなく、安倍首相が米国にいい顔して、米国にいい首相として長くお墨つきをもらおうと仕事をしているとしたら、辺野古の問題は今の政治家に任せられない。違う人を選びましょう。7月に参院選もあると。こういう県の主催のシンポジウムで、選挙活動みたいな議論をする方が。これは週刊誌の報道ですからね。この真意を確かめたわけじゃありませんが、参加していた課長はこの発言について、事実そういうことがあったんですか。確認をいたします。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 週刊誌の報道そのものかどうか

という部分はちょっとあるかとは思いますが、そのような発言をされたパネラーの方はいらっしゃったというふうに記憶してございます。

○**山川典二委員** これはまあ議事録が残っているはずですからね。後ほど確認をすればいいことなんです。さらにですね、会場の入り口に、このシンクタンクの入会案内に加えて年会費、寄付金の申込書が置かれていたと。それから、ほかにもS top! 辺野古埋め立てキャンペーンなる団体がですね、辺野古埋立工事を受注した大手建設会社への抗議行動を呼びかけるビラ、辺野古移設反対や憲法改正反対、安保法制反対などをテーマにした講演会、シンポジウムの告知チラシなどをずらりと並べていたらしいんですね。これは、課長、そういうことがありましたか。現場、我々行ってないんでわからないんですね。説明してください。

○**多良間一弘 辺野古新基地建設問題対策課長** はい、お答えいたします。

まあ、シンポジウム終了後、我々のほうも会場から出てきたわけですが、その会場出入り口の廊下とかですね、そこらあたりのほうでこういったビラが配布されていたというのは私のほうも確認はしております。ただ、そこらあたりのものにつきましては、そこらあたりのビラを配布した団体等の判断と責任において行われたものというふうに承知しております。本会議でも答弁されましたけれども、県としては今後このようなことがないようにですね、注意していきたいというふうに考えております。

○**山川典二委員** それでですね、この議論の中で、この辺野古の訴訟問題。そういう議論はありましたか。ありませんでしたか。

○**池田竹州知事公室長** 直接訴訟に言及したような発言は、私の記憶ではなかったかのように思っております。

○**山川典二委員** 公室長も参加されたんですか。

わかりました。じゃあ終わります。またあの、末松委員が……。

ありがとうございました。

○**仲宗根悟委員長** ほかに質疑はありませんか。

末松文信委員。

○末松文信委員 それでは、御苦労さんであります。私のほうからも幾つかお尋ねしたいと思います。

今回乙第20号議案のこの訴えの提起についてでありますけれども、この本議案について、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認取消処分についてということで、この国土交通大臣が行った当該取消処分を取り消す旨の裁決を取り消す訴えを提起するための議案ということでありますけれども、まず、これまでの経緯をおさらいするために幾つか質疑したいと思いますけれども、まず初めに、なぜ今回はこの新基地ではなくて、普天間飛行場代替施設建設事業と銘打ったのか伺います。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 お答えいたします。

県としましては、辺野古施設につきましては、政府が推進する辺野古移設計画、係船機能付護岸でありますとか、弾薬搭載エリア、2本の滑走路の新設といったような、現在の普天間飛行場とは異なる機能等を備えることとされていることから、単なる代替施設ではなくて新基地であるというふうに認識しているところでございます。

ただ一方でですね、法的な処分といったものに関しましては、この事業を特定する必要があるということがございますので、公有水面埋立承認申請書において付されております名称を訴訟等においては用いているところでございます。

○末松文信委員 こういう形で使い分けされると、県民としては理解しがたいところが出てくるんですけどいかがですか。

○池田竹州知事公室長 辺野古新基地というのは翁長前知事、そして玉城知事が選挙公約でも使われて、ある程度県民の間にも浸透している部分もあろうかとは思いますが。ただ、やはり先ほど課長からもありましたけれども、正式な法的な手続などは、当然ながらその法律上の処分に基づく名称を用いるべきであるというふうに考えております。

○末松文信委員 前も指摘しましたけれども、行政庁である沖縄県がね、きちっとした正式名称を使わないというのは、どこに理由があるんですか。

○池田竹州知事公室長 お答えします。

今回のように訴えの提起でありますとか、そういった場合には、当然正式な

名称を使っているところがございます。一方で、知事の選挙公約に基づく発言などにつきましては、それに準じたような形で、ある程度認知されている辺野古新基地という用語を聞かれた場合にはお答えするような形になっているかと思えます。

○末松文信委員 これまでも訴えの提起については、正式な名称を使ってきたわけですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 はい、これまでの訴訟におきましても、辺野古施設につきましてはですね、普天間飛行場代替施設建設事業という形での名称を用いてきているところがございます。

○末松文信委員 その件についてまた後でも確認しますが、次にですね、仲井眞元知事が承認した当該埋立事業についてでありますけれども、翁長前知事が当該埋立承認を取り消すために提起した訴訟がですね、最高裁では敗訴になるまでの経緯についてでありますけれども、これ私がこれから少し読み上げますので、後で確認したいと思えますので、よく聞いていてください。

まず、平成27年10月、翁長知事が公有水面埋立承認の取り消しを行った。次に、その後、事業者である沖縄防衛局長から、国土交通大臣に対し審査請求、執行停止を申し出た。その後、国土交通大臣は沖縄防衛局長に対し、執行停止の決定をした。11月にですけれども、知事はこれを不服として、国地方係争処理委員会へ審査を申し出た。次に、国土交通大臣は代執行訴訟の提起を行った。12月ですけれども、国地方係争処理委員会は、知事の審査申し入れを却下した。

ここまでの時系列のことですけれども、このような事実が変わりはありませんか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 はい、それでよろしいかと思えます。

具体的にお答えしますと、平成27年10月13日に、先ほど言いましたように翁長前知事のほうで埋め立ての承認の取り消しを行っております。その次ですね、国交省のほうで、違いますね、済みません、沖縄防衛局のほうで、10月14日ですね、審査請求執行停止の申し入れを行っております。これにつきましては、今度は国土交通大臣が10月27日に執行停止の決定を行っているという形になります。それで、県のほうはそれに対しまして11月2日に、平成27年の11月2日に国地方係争処理委員会へ審査申出を行っております。その後この係争処理委員

会につきましては、12月24日に第3回の係争処理委員会において却下されまして、28日に通知がなされております。先ほどありました代執行のほうでございますけれども、代執行につきましては、平成27年11月6日に、国のほうから一済みません、10月29日のほうに、国交省のほうから勧告がありまして、11月10日には指示があったと。それを踏まえまして、11月の17日に国のほうが代執行訴訟を提起したというような経緯でございます。以上でございます。

○末松文信委員 では次、平成28年ですけれども、2月に知事が国地方係争処理委員会の決定を不服とした新たな訴訟を提起した。3月に国と沖縄県とで和解が成立した。それはちょっと工事が中断したわけでありましてけれども、その後、国土交通大臣が知事に対し、是正の指示を発出した。知事は是正の指示を不服として、国地方係争処理委員会へ審査を申し出た。6月には、国地方処理委員会から、審査結果の通知がなされた。7月には国土交通大臣は知事に対し、不作為の違法確認訴訟の提起を行った。12月に不作為の違法確認訴訟について、国勝訴の最高裁の判決が出た。最高裁の判決を受けた知事は、みずから公有水面埋立承認取消処分を取り消した。結果として、普天間飛行場代替施設の建設工事が再開したということで間違いありませんか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 これにつきましても少し詳しく日にち等確認していきたいと思っております。

平成28年2月1日に国地方係争処理委員会の却下を受けまして、県のほうは、執行停止の取り消しを求めた関与取消訴訟を提起しております。その後、平成28年3月4日に和解が成立しまして、その和解に基づきまして、訴えが取り下げられたと。また工事のほうも停止されたという形になります。

その後、和解条項に基づきまして、新たに地方自治法の定めにより、国交大臣のほうから、3月7日に指示が、そうですね、是正の指示があったところでございます。ただ、この是正の指示のほうは、理由の付記がなされていないということで、14日に取り消されまして、改めて国交大臣のほうから16日に是正の指示がなされたというような状況になっております。

その後、県のほうは3月23日に国地方係争処理委員会へ審査を申し出ております。6月に入りまして、係争処理委員会のほうですけれども、平成28年6月17日、第9回会議においてですね、国と県が真摯に協議するよう求めるという結論をまとめまして、これが6月21日に結果が通知されたという流れになっております。その後、7月22日に、国交大臣のほうが不作為の違法確認訴訟を福岡高裁のほうに提起しているというような状況でございます。この不作為の違

法確認訴訟につきましては、12月の20日に最高裁の第二小法廷のほうで判決が言い渡しされまして、県の敗訴が確定しているという状況になっております。

それで、最高裁の判決を受けまして、12月26日に承認取消処分を取り消したというような状況でございます。

その翌27日から、沖縄防衛局のほうでフロート等の設置などの海上工事を再開したというような経緯になっております。

○末松文信委員 ありがとうございます。

次に、岩礁破碎工事の差しとめ及び仮処分訴訟の経緯についてですけれども、平成29年4月に事業者である沖縄防衛局長は、護岸工事に着手した。7月に知事は知事の許可を得ずに岩礁破碎をしてはならないとして、工事の差しとめ訴訟及び仮処分を申し立てた。

平成30年3月に工事差しとめ及び仮処分について、国勝訴の那覇地裁の判決が出た。その後知事は那覇地裁の判決を不服として、福岡高裁の那覇支部へ控訴した。12月、福岡高裁は那覇地裁同様、国勝訴の判決が出た。

これまでのことについて確認したいと思いますが。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 お答えいたします。

先ほどの工事のですね、再開を受けまして、県のほうにおきましてはいろいろ工事に伴って岩礁破碎が生じるおそれがあるということで、いろいろ沖縄防衛局さんのほうに指導をしていたわけですけども、平成29年7月25日に沖縄防衛局さんが護岸工事—K9護岸のほうですけども、こちらのほうに着手しております。それを受けまして岩礁破碎のおそれがあるということで、県はですね、7月24日に国を被告としまして岩礁破碎行為を行ってはならないという差しとめ訴訟、それから仮処分の申し立てを行っているところでございます。

平成30年になりまして、那覇地裁の判決が出ました。差しとめ訴訟と確認請求のほう、それから仮処分のほうは却下されるというような判決になっております。その後、県のほうは福岡高裁那覇支部のほうに控訴したところでございます。

平成30年12月5日に福岡高裁のほうから地裁—那覇地裁同様、国勝訴という形での判決になったという形でございます。

以上でございます。

○末松文信委員 そこで、平成28年12月の埋立承認取消訴訟及び岩礁破碎訴訟にかかった経費。それぞれについてですね、この明細含めて伺いたいと思いま

すけど、まず、裁判費用、弁護士費用及びその対応に要した委託費並びに職員、これに携わった職員の経費と総合計について伺いたいと思います。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 それぞれの訴訟の費用ということでございますけども、まず平成27年の代執行訴訟ですけども、弁護士委託料のほうは2127万5660円という形になっております。抗告訴訟のほうは916万2720円。それから関与取消訴訟のほうは532万2240円。不作為の確認訴訟のほうは1431万8640円。それから差し止め訴訟のほうですけども、1127万1960円という形になっております。

○末松文信委員 申しわけないんですけども、今求めているのはこれまでかかった全経費のことを言っておりますので、その答えが今ないんですけども、これ細かい数字については何か資料で提供できればと思っておりますけどいかがですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 資料のほうは後ほど提供できると思いますが、今、委託料だけでなく全経費という話でしたので、全経費を先ほどお答えしましたが、いろいろ訴訟費用とか、それから法律相談、審査請求、係争処理委員会に要した費用、そうしたものを合わせまして、1億5293万7498円という形になります。

○末松文信委員 休憩お願いできますか。

○仲宗根悟委員長 休憩いたします。

(休憩中に、末松委員から執行部に対し、訴訟に要した経費についての照屋委員及び山川委員への答弁の内容を確認した。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。
末松文信委員。

○末松文信委員 じゃあ次にですけども、今回の埋立承認撤回について、まあこれまでの経緯についてを伺いたいと思います。

平成30年8月8日、翁長前知事の御逝去に伴って、平成30年8月31日、知事職務代理者の謝花副知事が埋立承認を撤回した。次に10月4日玉城知事が就任

した。10月17日、事業者である沖縄防衛局長は、国土交通大臣へ撤回の審査請求及び執行停止を申し立てた。10月25日、県が国土交通大臣へ執行停止申し立てに係る意見書を提出した。10月31日、国土交通大臣が撤回処分の執行停止を決定した。11月9日、県が国土交通大臣に対し、国地方係争処理委員会への審査申し出の事前通知をした。11月29日、県が国地方係争処理委員会に審査を申し立てた。

平成31年2月18日、国地方係争処理委員会が県の審査申し出を却下した。4月6日、国土交通大臣が県の承認撤回を取り消す旨の裁決書を、事業者に対して出したと。事業者が受理をしたということであります。

4月24日、県が国土交通大臣の裁決を不服とし、国地方係争処理委員会へ審査申し出た。6月17日、国地方係争処理委員会が県の申し出を従前と同じとして、三たび却下した。ここまではいかがですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 はい、今、日付とかも出されておりますけども、その経緯でよろしかったと思います。

済みません、1点だけですね、平成31年4月24日の国地方係争処理委員会に審査申し出た日にちが、4月24日とおっしゃられたかと思っておりますけども、これは4月22日ですね。それ以外はそのとおりでいいと思います。

○末松文信委員 これまで検証してきたわけでありまして、このような経過の中で、辺野古の埋立工事は続行されておまして、もはや後戻りはできない状況にあると私は思っておりますけれども、このことについてですね、幾つか伺いたいと思います。

今回の裁決取消請求はですね、平成28年12月の最高裁判決に至る承認取消訴訟の経過と同じ経過をたどっていると思っておりますが、特に前回の最高裁の判決を覆せるだけの勝算があるのかどうかを伺います。

○池田竹州知事公室長 お答えします。

前回の不作為の違法確認訴訟のほうにおきましては、翁長知事の取り消し事由ではなくて、仲井眞、当時の知事の埋立承認の、それについて瑕疵一取り消し得るべき瑕疵があるかが判断されたところでございます。

今回、それについては取り消すべき瑕疵はないという最高裁の判断でございました。それにつきまして、今回はその埋立承認の判断ではなくて、その3年前から現在に至る承認後の新たに生じた事由、先ほど来、軟弱地盤でありますとか、環境面の話を述べておりますが、そこが議論になるというところが、3年

前とは一番大きな違いかと思っております。

県としてはそういった、昨年8月の副知事が行った承認取り消しの正当性についてきちんと主張していきたいというふうに考えております。

○末松文信委員 今お話しされたことについてちょっと整理すると、前回の訴訟については、瑕疵があるんじゃないかという指摘で取り消しをしたと。今回はそうではなくて、埋立法そのものじゃなくて、承認そのものじゃなくて、その工事の経過、中身で疑義が生じているんで、これをもとに取り消すんだと。こういう理解でよろしいですか。

○池田竹州知事公室長 3年前の最高裁判決によりまして、仲井眞元知事のときに行った埋立承認は、いわゆる有効である、適法であるという、地裁高裁の最終判断が示されたところです。

私どもその判断を争っているのではなくて、その後に新たに判明した事実によって、公水法の要件をなし得ないというふうに判断をして、昨年8月に取り消したというものでございます。

○末松文信委員 そこでですね、国土交通大臣が平成31年4月6日にですね、承認撤回を取り消す旨の裁決書を事業者に送ったということではありますが、この内容について把握されておりますか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 はい、お答えいたします。

まず裁決のほうにつきましてはですね、行政不服審査のほうですけども、「これが国民の権利・利益の救済を目的としていることとといったものを合わせて考えた審査請求人のような国の機関であっても、上記の意味での処分、すなわち直接国民の権利義務を形成し、またはその範囲を確定するものを受けたものといえれば、一般私人と同様の立場で処分を受けたものとして、当該処分についての審査請求をなし得るものと解することができる。」といったような形での裁決の中身になっております。

それからですね、個別に県のほうのいろいろ撤回の理由に関しましても、それについては、不適切な裁量判断として適当ではないと、「1号要件を欠くに至ったと判断したことは不適切な裁量判断として不当である。」といったような裁決の中身になっているところでございます。

環境関係の撤回の理由につきましても、例えばですけども、「環境保全措置を講じさせることを目的とすることや、撤回の事由とするためには承認の要件

が欠け、又は承認の要件を満たすとすることが著しく不当となったこと、すなわち、環境保全について十分に配慮されたものとはいえないか、それが著しく不当であることが必要であることからすれば、行われている措置が環境保全として問題がない場合には、当該措置を行うことにつき環境保全図書の変更の承認を受けていなかったとしても、これにより留意事項4に違反し、環境保全に十分に配慮されたものではないとして撤回の理由とすることはできないと解される。」といったような、済みません、ざくっと、かなりの長さなんですけども、ざくっと言いますとそういう形での中身になっているところがございます。

○末松文信委員 この裁決書を見るとですね、県が申し立てている内容について、事細かく、それは県の主張は当たらないということの内容が記されております。例えば今の私人の話も、県の主張は当たらないと。それから、もう少し具体的にお尋ねしますと、海底地盤についてでありますけれども、もうこれはあれですか。普天間飛行場代替施設建設工事に必要とされる、今よく言われている砂ぐいの本数について、これ何本必要だと言われております。

○照屋寛志土木整備統括監 国から示されている資料によりますと、サンド・コンパクション・パイル工法で、3万8945本。サンドドレーン工法で、3万7754本と示されております。

○末松文信委員 合計幾らになるの。

○照屋寛志土木整備統括監 約7万7000本でございます。

○末松文信委員 次に羽田空港のその再拡張事業に使用されたくいの本数は何本ですか。

○照屋寛志土木整備統括監 羽田空港に使われたくいの本数については把握しておりません。

○末松文信委員 ちなみに羽田空港は25万本使用されたという報告があります。次に、関西空港についてわかりますか。

○照屋寛志土木整備統括監 関西空港につきましても把握しておりません。

○仲宗根悟委員長 休憩いたします。

(休憩中に、山川委員から土木建築部長が一般質問で使用されたくいの本数について、答弁していたという発言があった。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

照屋寛志土木整備統括監。

○照屋寛志土木整備統括監 我々が把握しているのは国会で、国会の委員会で政府の参考人が答弁されているということは把握しております。

○末松文信委員 いや、その中身について、幾らとなっておりますか。

○照屋寛志土木整備統括監 東京国際空港の再拡張事業におきまして、サンド・コンパクションまたはサンドドレーン工法で、合わせて25万本。関西国際空港の第1期事業におきまして、同じ工法による約103万本。それから、関西空港第2期事業において、約120万本の、こうした実績がございますという答弁があったようです。

○末松文信委員 基本的な話をちょっとやると、今まで答えてきたことは、防衛省の資料によるというお話でありますけれども、今のくいの話も防衛省の資料に載っているんですよ。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 沖縄防衛局さんが示した資料ということですが、審査請求の際に出されました証拠の中身において、東京国際空港再拡張事業における改良本数が、合計約25万本というふうに記載されていることは承知しております。

以上でございます。

○末松文信委員 いやだから、これまで防衛省の資料でみんな答えていると言いながら、あずかり知りませんというのはおかしいですよという話なんですよ。

○照屋寛志土木整備統括監 はい、説明が足らなかった部分がございます、我々は詳細な説明も受けておりませんので、そういう答えをしてしまいました。

○末松文信委員 詳細な説明を受けずにここに出席する自体が問題だけど。

まあいいです。はい、今後ですね、そういうことのないようにひとつ、またしっかり調べてほしいと思います。

次にこの活断層についてですね。この裁決書に書いてあることについて、ちょっと所見を述べていただきたいと思います。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 裁決書における活断層の中身のほうをちょっと説明したいと思います。ちょっと長いのであれなんですが、結論部分だけ読み上げますと、「これらのことからすると、辺野古周辺に活断層が存在すると認めることはできず、そのことを前提として国土利用上適正かつ合理的なることの要件を欠くに至ったとした処分庁の判断は、前提事実を欠くものとして違法といわざるを得ない。なお、空港の設置に当たり、一定の規模の地震に対する耐震性は求められているが、空港の設置が予定されている場所の近隣や直下に活断層が存在しないことは法令等において要件とされており、また、本件承認に当たって活断層の有無が審査対象とされていたとは認められない。以上のことからすれば、活断層の存在をもって、国土利用上適切かつ合理的なることの要件を欠くに至ったとは認められない。」というような結論になっております。

○末松文信委員 ということは、県が今主張していることについては、全く、その何ていいますかね、このことからすると採用されていないと。こんなことで理解していいわけですよ。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 はい、裁決の中身についてはそのような形になっておりますけれども、我々のほうとしましては専門家の意見も聴取しまして、その上で活断層の存在があるということを理由にしまして、埋立承認の要件を満たさないという形で判断しているところでございます。

○末松文信委員 それから次にですね、制限表面を超過することについてよく議論がありますけれども、このことについてのこの裁決書の内容について述べてください。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 済みません、これもちょっと長いので結論部分だけ読み上げたいと思います。

「このように、水平表面を超える物件が存在するとしても、航空機の飛行の安全には支障がないものとされていると認められるところ、さらに、最終進入区域の地表に存在する最も高い物件から、航空機が250フィート以上の間隔を確保することなどの基準が設けられていることも考慮すれば、水平表面を超える物件が存在することをもって、航空機の飛行の安全性に重大な脅威を与えることになるとは認められず、その結果、周辺建物の居住者等の生命・身体・財産等に重大な脅威を与えることになるとも認められない。そうすると、本件における水平表面を超える物件の存在は、審査基準である埋め立てをしようとする場所は、埋立地の用途に照らして適切な場所といえるかの適合性の判断に影響を与えるものではない。以上のことからすれば、統一施設基準の高さ制限を超過した建造物等の存在をもって、国土利用上適正かつ合理的なることの要件を欠くに至ったとは認められない。」といった結論の裁決になっております。

○末松文信委員 じゃあ次に、サンゴの移植についてであります。先ほどの環境の件でいろいろ話がありましたけれども、このことについてはどういうことを指摘していますか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 申しわけありませんが、これもちょっと長いので結論だけ読み上げさせていただきます。

「しかしながら、審査請求人においては、環境監視等委員会の指導・助言を受けて個々の移植先の選定を行い、その選定に当たっては、同委員会の指摘を踏まえ、ハビタットマップを作成した上で、移植元と移植先の環境の類似性等を検討するなどして、移植先を選定しており、このようにして行われる移植先の選定に問題があるとは認められない。また、現に、審査請求人が処分庁に対して行ったサンゴ類の特別採補許可申請においては、移植先も示してその許可を得ていることが認められる。これについて、処分庁は、サンゴ類の特別採補許可は、環境保全措置として適切かどうかとは異なる問題であると指摘するが、現に処分庁は移植先の選定に問題があることを理由に、審査請求人によるサンゴ類の特別採補許可の申請を不許可としたことがあるのであって、サンゴ類の特別採補許可において移植先の選定に問題があるか否かという観点から判断しているものであるから、処分庁の指摘は理由がない。」といったような裁決の中身になっております。

○末松文信委員 ここまでの裁決書の内容を見るとですね、県がこれから主張していこうとすることに対して、もう全く話にならないような内容で指摘され

ているわけですね。一番重要なのは、皆さんがその協議するということについて、双方協議ができてないのを指摘していますけれども、協議というのは具体的にどういうことを意味しているのかちょっと教えてください。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 はい、お答えいたします。

今おっしゃっている協議というのは、恐らく承認に付した留意事項に基づく協議だというふうに考えておりますが、承認に付した留意事項におきましては、実施設計及び環境保全措置に係る事前協議が調う前に行うようにということで、規定されております。

そういった事前協議が調う前に、工事に着手し、したことなどを留意事項違反ということで撤回の理由の一つというふうにしているところでございます。

○末松文信委員 今おっしゃるように、留意事項の中でやっぱり協議するようになっていくということがずっと言われておりますけれども、今、そのよく考えてみると、国の立場と皆さんの立場は真逆にあるわけですね。公有水面埋立法で承認された埋立事業。もうこれは事業者からすると実現するという目的があるわけですね。皆さんからすると、承認はしたもののこの中身の経過について思わしくないということで、これを撤回するという立場ですから、これはもう真っ向から対立している。こういうことの中で協議ができるんですか。できるとしたらどんな協議があるのか教えてください。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 留意事項に基づくこの実施設計でありますとか、環境保全措置に係る事前協議というものは、撤回する前に、そういった指導していたものでございまして、そういったものを事前協議が調わないままに工事に着手したというようなことを、そのものを承認取り消しの理由にしているというようなことでございます。

○末松文信委員 いや、その皆さんが撤回する前からね、皆さんは撤回するという前提があるわけですよ。あらゆる手段を講じてこれをとめると。それはもう、冒頭に翁長知事の時代からそう言われてスタートしているから。そこでどういうことを協議できるのかという話ですよ。

あんた方はこれを認めない。しかしながら、法律に照らしたら認めざるを得ないというのがこれまでの経過でありますけれども、そういう中で協議に応じないからどうのこうのという話があること自体、何の協議が皆さんのところで行えるのかということですよ。何か前向きな協議ができるんですか。

○多良間一弘 辺野古新基地建設問題対策課長 沖縄防衛局さんのほう、法令に基づいて知事権限に係る手続を得る必要があるというところではございますけれども、この留意事項に付した事前協議が調う前に工事を行っていたと。そういったものに対して、再三にわたって県としては行政指導を行ってきたところではございますけれども、そういったものに従わないということでございまして、それで承認取り消しの理由としまして、留意事項の1の不履行、あるいは留意事項の2の4の不履行といったようなものを撤回の理由にしているところでございます。

○末松文信委員 裁決書を見ると、協議というのは一応行う。協議が調わないことも含めて協議とは言わないと。こう書いてあります。これについてどう回答しますか。

○多良間一弘 辺野古新基地建設問題対策課長 はい、実施設計に係る事前協議につきましても、全ての実施設計が出されないままに工事に着手されております。当然のことながら承認に基づく埋立工事というのは、ちゃんと承認願書で示された設計のとおりに行わなければならないものであります。ですから、実施設計が全て調った後でなければ工事に着手してはならないというふうに考えております。ですから、そういった部分で実施設計に係る事前協議が調わないという部分におきましては、構造物の安全等が確認できないという話になりますので、そういったことでもちまして、留意事項の1の不履行ということが撤回の理由にしているというところでございます。

○末松文信委員 いや全くね、その事業者から申請されることについて、サンゴの採補についてもそうですけれども、何か理由を探して許可を長期化したりとかという、何かあらゆる手段を使って、要するに皆さん今対応しているわけですよ。土木に聞きますけれども、那覇空港もそういった協議はしっかりやった上で進めてきたんですか。

○照屋寛志 土木整備統括監 那覇空港につきましても、事前に全ての護岸の実施設計について協議をした上で着手していただいております。

○末松文信委員 だから、那覇空港の滑走路整備に伴ってのね、そのサンゴの採補については、許可は何日ぐらいだったんですか。

○照屋寛志土木整備統括監 移植・移築はされておりますが、日数的にどれくらいかかったとか、そういったものはちょっと把握できておりません。農水部が許可とか行っておりますので、ちょっと我々のところでは詳細については把握できていないところでございます。

○末松文信委員 わかりました。農水の担当でした。

これまで見てきたように、この新たな訴訟というものについてはですね、前回の訴訟とよく似ていて、同じ経過をたどっているような気がします。それでちょっと見ていただきたいのは、皆さんがきょう資料で示しているこれ。この下のポンチ絵ですかね。これを模したちょっと拡大したやつですけれども、それで、前回はね、これ沖縄県、事業者、それから裁判所、それから国土交通省、国地方係争処理委員会。この構図があるわけですよ。

どうしてきたかという、まず沖縄県はその承認を撤回した。その後に事業者は国土交通省に差しとめ訴訟をした。沖縄県は処理委員会にいろいろ申し出た。これ却下された。そういうことをやっている間に裁判闘争に入った。裁判所は最終的に県が敗訴したと。県の主張は認められない、違反だということで、この事業者の事業が確定された。

次、今やっているのが何かというと、これですね。抗告に向けての段取りですけれども、これも沖縄県が事業者に対してその後の経過の中で撤回に値するというので撤回したと。事業者は国土交通省に同じような手続をしているわけですよ。

皆さんも係争委員会に同じような手続して、三たび却下されている。この後想定されるのが、今、抗告しようとしている。最高裁のこの判決とこの判決は変わらないと思うんですよ。だから僕が今さっき聞いたように、この判決が変わる可能性があるのかと。この判決がね。それを伺ったんですよ。

それについてもう一度答えてください。

○池田竹州知事公室長 ありがとうございます。

今回私どもが抗告訴訟で提起しますのは、先ほど来、最高裁後に生じた事由について、昨年8月に公水法の要件に適合していないということで承認を撤回、取り消したものでございます。その点につきましては、今回裁判で司法の判断を求めるのは今回が初めてのことになります。その点につきましては、私ども昨年8月の取り消し理由についてきちんと主張してまいりたいと思っております。

なお、抗告訴訟につきましては、3年前も一度は提起しているんですけども、和解によって取り下げておりました、抗告訴訟について司法のこの件について判断が示されることは前回はありませんでした。今回抗告訴訟を提起して、仮に最高裁まで行けば初めてのケースになるかと思っております。

以上でございます。

○末松文信委員 私が聞いているのはね、今一じゃあその前に、承認取り消しと撤回の違い、何かあるんですか。

○池田竹州知事公室長 撤回につきましては、いわゆる承認、講学上の話になりますけども、手続的にはどちらも取り消しですけども、内容的に承認後に生じた事由に基づいて取り消すというものを通常撤回というふうに、一応区別するために呼んでおります。手続、書面としてはどちらも、昨年8月のものも取り消しという通知になっております。

○末松文信委員 まさに今説明があるように、同じ承認の取り消しになるわけですよ。同じ承認の取り消しをするための手続が今再開しているわけさ。再開というか、再び始まっているよという話ですよ。それは、前回も最高裁の判決が出て、知事もそれを譲歩して承認を認めたと。それで工事が進んでいる現在の状況になる。その状況の中で工事を進める、公有水面埋立法という法律のもとで承認したものの中身、事業について県の言うとおりにないから、それは撤回に値するんだと言うけれども、今国土交通省の裁決書を見ると、全くそれは当たらないと。私が言うのは、一般的に言うとな、埋立承認を得て、事業者はそれを実現する。承認した側もこれを実現させてこれを公共の利益を、公共に資するという立場で承認するわけですよ。

今回もその普天間飛行場の代替施設として建設する埋立地を造成するという事で、これは公益に資するからということで、国土法に基づいた公有水面埋立法のもとに、知事はいろんな知見を採用して、職員も苦勞して、その承認をしたと。こういう経緯があると思うんですね。それと同じように、その中身の工事については、さっきから言うように協議すれば済む話なんですよ。是正措置にしても。皆さんが協議に応じて、設計変更でも何でもそうですけれども、現場行ってからしかわからないことも多々ありますよ。それは是正・協議をしながら現場を進める一進めることが前提なんだけど一般的には。あんた方はそうじゃなくて、進めないことが前提になっているものだから、こういう問題を起こしているわけですよ。これは法律じゃなくて、もう政治の加担をあんた方

職員がやっているんですよ。これ行政法に照らして、今やっているのは全く当たらないと裁決書に書いてあるでしょう。それをもう一遍抗告するという話はね、これはもってのほかだと。こんな無駄なことをやる必要があるのかというのが私の意見です。

以上、終わります。

○仲宗根悟委員長 休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後 1 時21分再開

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

質疑はありませんか。

親川敬委員。

○親川敬委員 訴えの提起について、まずその幾つか確認したいことがありますので質疑をいたします。

まず、今回の議案の概要の中に書いてある「防衛局長は」のくだりのところで、国土交通大臣に対しての行政不服審査法による審査請求を行ったとあります。そのくだりのところで、今回、係争処理委員会の結果も出たんですけども、これとのまず兼ね合というんですかね、少し、教えてください。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 お答えいたします。

今回の抗告訴訟のほうにつきましては、4月5日の国交省の裁決が違法・無効であるという立場で裁決の取り消しを求める訴訟ということでございますけれども、この裁決は沖縄防衛局が行ったまず審査請求、これがですね、行政不服審査法に基づくものは、国においては濫用だという形で考えているというところでございます。

ですから、そういった審査請求に対してなされた裁決も違法なものだということで、今回はこの裁決の取り消しを求める訴えの提起を議案として上程しているというところでございます。

○親川敬委員 そこでやっぱりここが肝要というんですかね、私人としての立場でというところだと思うんですよね。このくだりが大事だと、争点だと思う

んですけれども。

そこで、係争処理委員会はそのことについては、却下をした後に、委員長のコメントを出していますけれども、今回のこの委員長のコメントをちょっと紹介してもらえますか。これで手続がもう終わってしまったのかという話ですよ。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 6月17日に行われました国地方係争処理委員会の第2回会議において、審査申し出を却下する決定がなされましたけれども、その後に行われました富越委員長の記者会見によりますと、第1回の初会合では本件の審査請求に係る裁決が地方自治法による国の関与に当たるかどうかという入り口の議論が行われたと。

第2回の会合におきまして、審査申し出の適法性について議論し、本件に係る国土交通大臣の裁決は同委員会の審査対象である国の関与には当たらないということで、審査申出不適法なものとする一却下する結論で、委員全員の一致を見たという形の記者会見のコメントが行われております。

○親川敬委員 その後はですね、委員長は、これは報道されていることですが、手続はここで決着するものではない。そして、地方自治体の考えが通らない場合は高裁に持っていけると。司法判断は出ていないんだということを委員長みずから述べているんですね。やはりそこは私これ訴えの提起、この、今回の訴えの提起は、国土交通大臣のこの取り消しに対する訴えではあるんですけれども、やはり我々が問題にすべきなのは、この防衛局が国土交通大臣に求めたときに、私人という立場で求めたと。そこは違法かどうかということについては、まだ司法的な判断が出ていないんだと。そこからすれば、私はやっぱり裁判でもって、はっきりさせるといふことが必要だと思いますけれども、そのことに対する見解は。

○池田竹州知事公室長 係争委の委員長も、県による承認取り消し自体の適法性について判断が示されていないということはおっしゃっております。そのことも踏まえまして、私どももともと、いわゆる内閣は一体である中、国土交通省は本来辺野古の普天間飛行場の辺野古への移設というのを閣議決定しているわけなので、公正な裁決の行える立場にはないというのは述べてきたところでございます。その辺も踏まえまして、今いわゆる関与取消訴訟を提起するかどうかについて、庁内で検討しているところでございます。

○親川敬委員 去る県民投票では、投票者の72%もの県民が辺野古はだめだと、

埋め立て、新基地建設反対だという意思を示したんですね。やはり行政というのは、政治というのは、やっぱり県民の声をですね、行政に生かす、そこが私最も肝心の作業だと思います。そういう意味で、今回の提起に至った、先ほどは係争処理委員会の話をしていただきましたけれども、この、国交大臣の取り消し決定に対する県の考え方をですね、少し教えてください。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 お答えいたします。

先ほども言いましたけれども、4月5日の国土交通大臣の裁決のほうに関しましては、審査請求そのものが濫用的なものだということですので、それに対する裁決するものも違法・無効だということで、我々のほうとしましては、裁決の取り消しを求める訴えを今回抗告訴訟をですね、議案として審査をお願いしているというところでございます。

○親川敬委員 最後になりますけれども、やっぱりですね、こういう今回、議案が提起されていることと、私は、まだ県は検討中だという話をしていましたけれども、やはり係争処理委員会の結果を受けてですね、私はこれ提起すべきだと思います。やはりそこは、この委員長自身も、司法的な判断は出たわけじゃないんだということを委員長みずから述べているということは、まあ、何ていうんですかね、今回委員会としてはこういう結果だけでも、自治体が意思を通すのであれば、訴える手段もありますよということを、みずから委員長が示したことだと私は思っています。そういうことからすれば、ぜひとも訴えの提起と、そして、係争処理委員会からの一次は高裁になるんですかね、この手続もぜひ進めて、進めるべきだと私は思います。以上です。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。

瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 裁判の提起ということで、先ほど来あったので、承認撤回については当然有効だと。端的に言いますが、そういう立場に立って、今行われている埋立工事、全般、海上運搬含めて、違法行為だということではないでしょうか。皆さんの思いとしては。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 先ほど来お答えしておりますけれども、4月5日の国土交通大臣の裁決につきましては、県としましては違法無効であるというように考えております。

その承認の取り消し後においても、国のほうは違法な裁決をもとに工事を続行しているところです。これに対しまして県のほうとしましては、再三にわたって工事の中止などを求める行政指導を行っているというところでございます。

○瀬長美佐雄委員 行政間のことであっても、いわゆる公有水面埋立を許可すると。許可権限はあくまで県知事だということですよ、その確認です。

○照屋寛志土木整備統括監 はい、おっしゃるとおりでございます。

○瀬長美佐雄委員 今回裁判に提起せざるを得ないという立場としては、法ののっとって行うべき行政が、あるまじき行為を行っている。法治主義の観点から違法行為は看過できない、是正すべきだということで裁判に訴えると。そういう立場でいいんでしょうか。

○池田竹州知事公室長 先ほど課長からもありましたけれども、私どもはそもそも、いわゆる行政不服審査法に基づく審査請求は行えないという見解でございます。そのような観点から、裁決そのものも違法で無効であるということで、今、議案の審査と予算の審査のお願いをしているところでございます。

○瀬長美佐雄委員 違法行為の数々ということで本会議でも一定明らかになったとは思いますが、工事、違法工事やめよ、中止求める行政指導と。回答は50回ほどという答弁もあったかと思いますが、その確認ですが、何回ほど行政指導を行っていますか。

○池田竹州知事公室長 昨年8月の取り消し以降でいきますと、たしか10回だと思います。

○瀬長美佐雄委員 土木に係る通達やらというのが、50回という答弁でしたか、それは。議会で本会議での答弁、50回はということなのか、確認です。

○照屋寛志土木整備統括監 本会議でも答弁しておりますが、これまでに県知事名と土木建築部長名で、工事の承認に付した留意事項に違反するという指摘と、工事を停止するよう行政指導文書を発出してございまして、合計すると50件の文書を発出してございます。

○瀬長美佐雄委員 6月11日付で土木のほうから中止すべきだという行政指導を行っていますが、その観点で少し確認ですがね、1つは今言う埋立承認を行った後の条件を満たしていない、埋立承認願書の添付図書に違反しているのではないかという指摘がありますが、それについてどういう意味での指摘なのか確認ですが。

○照屋寛志土木整備統括監 まずはですね、工事の施工についてということで、工事の実施設計について事前に県と協議を行ってくださいというのが留意事項にまずございます。そうやってくださいというのがあって、それをせずに、工事に着手しているということを指摘しております。

もう一つ、埋め立て全体の実施設計に基づいて、詳細に検討した環境保全対策について協議を行ってくださいというのがありますが、それについてもされずに工事に着手しているということを指摘しております。

○瀬長美佐雄委員 詳細設計もなければ公共工事たる総事業費もわからないということで、今、一体全体国は、この埋立事業に幾らかかるというふうなことでいえば、皆さんに概要説明、どういった到達なんでしょうか。

○照屋寛志土木整備統括監 私どもがいただいている資料では、当初に出された願書の金額でございます。先ほど私は当初の願書と申し上げましたが、25年ですかね、変更—1度変更しておりますので、その金額で約2400億円でございます。

○瀬長美佐雄委員 ちなみにあの90メートルの深さの軟弱地盤の存在、活断層が新たに工法として、土壌改良のいわゆる7万7000本のくいを、砂ぐいを打ちつけるということは明らかになったわけですが、これにかかる費用はどれだけかかるんだというのは国は説明していますか。

○照屋寛志土木整備統括監 はい、それについては我々には説明をまだいただいております。

○瀬長美佐雄委員 幾らかかろうが強行すると。県があえて試算したら2兆6500億円超えるかというふうな数字は、県として試算されたというのはある一定のめどだと思いますが、先ほど直ちに工事をやめよという中で、6月11日発出

の土木の海岸防災課ですかね、250号。これに基づくと、いわゆるジュゴンの影響について、埋立申請願書との関係で配慮されていない現状があるということの指摘だと思いますが、少なくとも、本来は南回りという計画が、現実的には北回りになっているというこの現状は、皆さん確認しているのでしょうか。

○照屋寛志土木整備統括監 はい、土砂運搬について、主に北回りで運搬されているということは確認しております。

○瀬長美佐雄委員 国会で赤嶺政賢衆議院議員の質問に対して、2018年12月から2019年5月までということであれば、当初は南側を岩ズリについては運搬をしていたが、去年の工事、埋立土砂搬出からはほとんど北回りだと。この北回りについていえば、ですから、承認願書の添付資料、図書との関係では、ジュゴンへの影響含めて南側を県内は利用するという、そういう願書じゃないんでしょうか。それに照らして違反しているということの指摘かと思いますが、どうなんでしょうか。

○照屋寛志土木整備統括監 環境保全図書におきましては、海上からの運搬経路について県内からの資材の運搬は、主として南側航路を利用すると計画とされていたところですが。実態としましては、ジュゴンの生息域と重なる北側航路が主に利用されておるところでございます。

○瀬長美佐雄委員 願書の申請と異なる方法で、本来願書に基づいて、それを尊重しというか、それが承認された条件でもあったことを守っていないという現実、やっぱり正さなければいけないというふうな視点では大事だと思います。

あと、岩ズリといいながら、現実的には赤土の混入の比率が多いんじゃないかと。その願書の申請時点のいわゆる比率というか、赤土の混入。あれは低かったと思うんですが、それと現実には赤土がはっきり汚染されているような、投入されている。それに対する皆さんとしての問題意識、あるいは点検、立ち入り、きちっと調査をするという状況にあるのかなのか。

○照屋寛志土木整備統括監 はい、環境保全図書におきましては、岩ズリの細粒分含有率はおおむね10%前後と考えられ、ということで記載されております。そこで、県としては工事が出された材料承諾願いでは、最大粒径300ミリ以下、細粒分含有率40%以下という記載がございましたので、その辺の説明を求めて

いるところでございます。

○瀬長美佐雄委員 申請時点では10%未満と言いつつ、契約の時点では40%までも混入してもいいというふうなことを意味しているんですか、今の答弁は。

○照屋寛志土木整備統括監 はい、環境保全図書においては10%前後ということが考えられるというふうに説明をしております。ただ、防衛局が工事を発注したときの材料承諾願というんですかね、条件として、材料の内容として、細粒分含有率は40%以下というのが掲載されているというところでございます。

○瀬長美佐雄委員 環境に配慮すると言いながら、環境汚染をやっているという現実が、この現実でも明らかだと指摘しておきたいと思います。

あと、護岸の利用。K 8、K 9 護岸。これについては願書の時点で護岸として活用するという計画ではなかったという指摘だと思いますが、これについて。

○照屋寛志土木整備統括監 設計の概要というのを、願書の本文の中では特にとどの護岸を使ってということはないんですが、設計概要説明書という添付図書がございまして、その中では土砂の揚陸箇所としましてはA、Bの仮設岸壁という表現がございまして、その中仕切り岸壁A、Bですね、を利用して、揚陸して土砂を、埋立用材を運び入れると。埋立区域②とか、②-1 とかに運び入れるということになっております。

○瀬長美佐雄委員 要するに、それは中仕切りの部分をそういう活用可能であって、K 8、K 9はそういう想定外だと。そもそも計画図書にはないという理解でいいでしょうか。

○照屋寛志土木整備統括監 添付図書であります設計概要説明書の中では、中仕切り岸壁A、Bを活用するというふうなうたわれております。

○瀬長美佐雄委員 このK 8、K 9も違法行為だというふうなことになるかと思いますが。ちなみにそういった行為を行うがためには、当初添付したそれと違うわけですから、そもそも今、行おうとしている、あるいは行っていることは、設計変更を許可権者である県知事に申し入れて、それが認められない限りには、本来やってはいけないことではないかと思うんですが、どうなんでしょう。

○照屋寛志土木整備統括監 私どもも承認を出すときには、設計の概要と設計概要説明書というのは一体的なものという理解をしまして、設計概要説明書についても遵守していただくという立場で承認をしております。ですので、設計の概要の部分に書かれていないことだからいいというふうには考えておりません。

○瀬長美佐雄委員 最後に、そういう意味では、今回の埋立承認の撤回、効力取り消されたことを取り消せという意味でいうと、私人になりすまして、本来あり得ない立場で県の効力を奪ったと。これ自体違法だということも当然ですし、中立的立場にない内閣同士が行った裁決ということでも不当だという今回の提起は、私は道理はあると思いますし、数々の違法行為、何度も、50回も行政指導あっても応えようとしないうという今の国の法治国家が問われているという事態を正すという意味での裁判は意義があるという立場で、私は意見を述べておきたいと思います。以上です。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 ちょっと確認。午前中の質疑で、県は裁判ばかりやっている。対話と言いながら、一方で裁判ばかりやっているというような意見がありましたけども、僕はそれは当たらないと思います。

それでね、午前中の答弁でこれまでの裁判費用1億5000万円弱だったとそういう答弁してたと思うんだけど、これまで、確認のためだけ何回裁判があったのかまず教えてください。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 お答えいたします。

午前中お答えしました裁判の訴訟費用ですけども、1億5293万円とお答えしたところですが、これはこれまで平成27年から平成30年度までの6つの訴訟と、それから訴訟以外の法律相談でありますとか審査請求、係争委、そういったものを合わせたものというふうになっています。また、これもお答えしましたけれども、委託料だけではなく旅費とか役務費、そういったものも含んでの総費用ということでお答えしたというところでございます。

○渡久地修委員 あの裁判といった場合に、裁判には、県が訴える、訴えた裁

判、あるいは国が訴えて県が応訴した裁判というのがあると思うんだよね。この6つの裁判のうち、県が訴えたもの、国が訴えたものに応訴していったと、この数を教えてください。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 お答えいたします。

まず、国のほうから訴えられたものは、平成27年の代執行訴訟と、それから平成28年の不作為の違法確認訴訟。この2つという形になります。以上でございます。

○渡久地修委員 県が訴えたのは。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 県が訴えたのは公有水面埋立法に基づく一関係するものとしましては、平成27年の抗告訴訟、それから平成28年の関与取消訴訟、それから平成31年の関与取消訴訟、それから公水法以外のものに関しましては、岩礁破碎の差し止め訴訟ということで平成29年の差し止め訴訟。この4つという形になります。

○渡久地修委員 じゃあ今の答弁にあったように、いわゆる公有水面埋立法で県が訴えたのが3件。国が訴えたのが2件ということではよろしいですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 はい、公有水面埋立法というものに関して言うのであれば、そのとおりでございます。

○渡久地修委員 さっきのじゃあこの費用だけど、要するに国が訴えてきたものにも県は応訴2件やっているわけよね。これにも費用かかっているわけよ。今言った公有水面埋立法で、県が訴えたものにかかった裁判費用というのは、実際上は幾らになるんですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 お答えいたします。

まず、国が訴えた代執行訴訟のほうで、これ旅費とか先ほど言いましたように細かく分けられていませんので、済みませんが委託料のほうだけでお答えさせていただきますが、2127万5660円というふうになります。もう一つ国のほうから訴えられましたものが、不作為の違法確認訴訟。これが1431万8640円という形になります。これの合計が3559万4300円という形になります。

ちょっと計算する時間をいただけますか、済みません。

県が訴えたほうですけども、抗告訴訟が916万2720円、それから平成27年の関与取消訴訟が532万2240円。平成31年の関与取消訴訟が360万6120円。これの合計が1809万1000円と。差しとめ訴訟は今除いております。

以上でございます。

○渡久地修委員 確認するけど、公有水面埋立法のものでいくと、県が訴えたのが1809万円。それから、国が訴えたのが3500万円。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 県のほうで応訴したのが3559万円……。はい、3559万4300円です。

○渡久地修委員 じゃあ、要するに、これだけこの自主財、何、自分たちのお金使って、裁判ばかり起こしているという批判は当たらないよね。国の応訴分もあるわけよ。裁判にはね。はい、どうぞ。

○池田竹州知事公室長 はい、辺野古の埋め立て、公有水面埋立法に基づく承認の取り消し、撤回につきましての今の訴訟。当然国が訴えたものもございませう。それについて、県はその立場が違うということで応訴する必要があった。それについての費用も当然生じたというふうに考えております。

○渡久地修委員 それとね、あと一方では対話を求めながら、裁判で訴えているというような批判もありましたよね。あるんだけど、これ午前中も出たけど和解というのがあったよね。和解の中では、ちゃんと国と県が対話しなさいということであった。それで、県はやっぱり最後まで対話の姿勢を貫いたと思うんですけど、それはどうですか。

○池田竹州知事公室長 和解に基づき是正の指示として、その後係争委への申し入れ、その係争委のほうから国と地方は真摯に話し合うようにという異例のいわゆる結果が出たところでございます。それを受けて、県としては係争委の決定に従って対話を繰り返し求めたところですが、一月後くらいですかね、国のほうが不作為の違法確認訴訟の提起をしたという形になっております。

○渡久地修委員 今の公室長の答弁だと、要するに県は対話を求めて協議を求めてきたけれども、国が裁判を起こしてきたということね、これ事実関係。

○池田竹州知事公室長 はい、国地方係争処理委員会の決定を受けまして、私ども文書で対話を求めたところでございます。しかしながら、国のほうからは不作為の違法確認訴訟の提起ということがございました。

○渡久地修委員 要するにね、今までのこの経過を見てくると、やっぱりあの対話は一方で求めながら、裁判ばかりやっているというのは違うわけよ。県は協議、対話を求めてきたけれども、国が裁判で訴えてきたというのが事実だということね。

次ね、先ほどもあったけどね、僕一番大きな問題はね、県民投票の結果をどう受けとめるかだと思うわけよ、これは国も県も。県民投票の結果について、簡潔に結果を教えてください。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 答えいたします。

県民投票は御存じのとおり、ことし2月24日に実施されましたけれども、投票率が52.48%という形になりまして、この投票者総数の71.7%が反対という結果になってございます。

以上でございます。

○渡久地修委員 この県民投票というのは、知事にね、結果について日米両政府に通知するということが義務づけられていたと思うんですけども、知事はこれについてどのように履行しましたか。

○池田竹州知事公室長 はい、終わりました、安倍総理、そしてヤング臨時代理大使に直接お会いして、県民投票の結果の報告と、いわゆる工事を中止して県との対話を行うよう求めたところでございます。

○渡久地修委員 これだけの県民投票の結果を、結果が出て知事がこれ通知したにもかかわらず、それを無視をして翌日も工事をやってね、工事を強行しているということ自体が大問題だわけよ。その県民投票の結果を政府が受け入れれば、この裁判にも至らないわけさ。中止すれば。そこに今の日本の政治の民主主義の危機、地方自治の危機が、沖縄県民の民意は押し潰してもいいというような政府の姿勢が僕はもうありありだと思うんだけど、それについて見解を教えてください。

○池田竹州知事公室長 県民投票の結果で7割以上の投票者の反対が示された

というのは、私ども一いわゆるこれまでさまざまな県知事選、国政選挙などで辺野古反対の民意は示されていましたが、地方自治法に定める手続にのっとり、純粋に辺野古の埋め立てに絞った民意が示されたのは初めてであり、大変意義があるというふうに考えております。

その点については法的な拘束力はありませんが、やはり民意ということで政府には真摯に受けとめていただきたいというふうに考えております。

○渡久地修委員 本当にね、民意をしっかりと受けとめるという民主的な政治が今、求められていると思います。それで、次ね、さっきちらっと出ていたけど、この辺野古の今進められている工事だけど、工期と予算。これは何年かかって幾らの予算かけて、できてやることになっていますか。

○照屋寛志土木整備統括監 工事費、費用については先ほど申し上げたとおり2400億円、約2400億円ですね。埋め立てに関する工事の施工に要する期間としまして5年間とされております。

○渡久地修委員 これはいつから。5年間で2400億円とか、もうとっくに過ぎていない。

○照屋寛志土木整備統括監 はい、工事着手からでございます。

○渡久地修委員 いや、工事着手じゃなくて、工事はいつから着手したね。これはもうとっくに過ぎていないかと。これで本当に完成するの。5年と2400億円で。

○照屋寛志土木整備統括監 工事着手は平成27年10月29日でございます。

○渡久地修委員 あのさ、僕簡潔に終わらせたいと思っているんだからさ、もっと明確にしてよ。2400億円ではこれ終わらないんでしょう。県はあと何年かかって、幾らお金必要だという試算やった。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 まず、工事期間についての県としての見解ですけども、沖縄防衛局が審査請求において提出されました軟弱地盤の地盤改良に係る工事につきまして、海上工事に3年9カ月、陸上工事に1年という工程が示されております。

また、埋立承認願書によりますと、今現在、辺野古側の工事が進められておりますが、大浦湾側、今まだ手をつけられていない大浦湾側の埋立工事に5年という工程が示されております。その後埋立工事が終わった後、統合計画においてですけれども、埋立工事後の飛行場施設整備、あるいは認証手続、そういったものに3年かかるという形で示されております。

こういったことから、工期につきましては県の協力の有無とは関係なく、いろいろ12年9カ月かかるというような形で県のほうとしては考えております。

それから費用のほうにつきましては、平成26年9月の変更承認の際に、先ほど土木統括監のほうで答えたとおり、2405億円という形の額が示されているところでございます。

これにつきましては、審査請求、昨年度ですね、審査請求の際に、沖縄防衛局のほうから契約額が1426億円。それから支払い額が920億円という形のもので示されたものですから、これは承認を得た額を超えるのではないかとということもありまして、それで昨年11月、10月だったでしょうか、国とのいろいろ協議の際に、大まかな額を持っておこうということで、全体の埋立工事費用、それを試算したということでございます。

その際の大ざっぱな試算額が2兆5500億円という形で試算したというところでございます。

○渡久地修委員 いわゆるね、当初計画したものに比べて、軟弱地盤だとか出てきて、工期も予算も大幅に膨らんでいくというのはもう明らかであるわけよ。政府は軟弱地盤認めたわけよ。それで、全体的に幾ら一工期が何年かかって、予算があと幾らかかるかということ政府は明らかにしていますか。

○池田竹州知事公室長 私どもさまざまな面談する機会、あるいは作業部会などにおきまして、工期そして事業費などを照会しているところですが、それについては明確な回答はいただけないところです。

○渡久地修委員 あのね、公共工事で工期と予算が明確に出ない、なくて、公共工事がどんどん進められるということは、これまでの公共工事でありますか。

○照屋寛志土木整備統括監 一般論で申し上げますと、道路事業であつたり空港事業であつたりしますけど、当初の計画案、全て一例えば道路延長が10キロメートルありましたら、その全てをおおむねで計算をしまして全体事業費を算出いたします。それでおおむね何年かかるという計画を立てて事業を始めまし

て、実施設計に入っていったって、用地買収、そういったものをやる中で時間がかかるということがあったりですとか、今言ったように実施設計をやってみると、いろんな現地の状況が変わってたりして工事費がふえる、事業費がふえるということはあることでございます。

○渡久地修委員　だからそのときの事業費が幾らまで、工期が幾ら延びて事業費が幾らふえるというのは出るわけよね。

○照屋寛志土木整備統括監　はい、当初計画したときに、例えば工期が7年とか10年とかやった場合には、その程度、その間の総事業費というのは概算で算出いたします。ある時期、例えば5年とか10年くらいたったときに、この事業の見直しというんですかね、事業期間の見直しですとか事業費の見直しというのが出てきますので、そのときには、またこの全体の事業費、工期、期間というのが明らかになります。

○渡久地修委員　あのね、このようにね、2400億円が2兆幾らにかかるということはもうあり得ないのよ。だからこんな無謀なものはね、ぜひね、堂々と訴えていくべきだと。

最後にね、裁判勝つか負けるかわからん、勝たないんじゃないとかね、勝つ自信があるかという質疑もあったけどね、まあそれ、公室長答えてはいたけど、私はね、この道理—道理と正義というのはいっぱい県の側、県民の側にあると思うんですよ。県民投票でも示されているしね。そういう意味で、実質的な審理というのはこれまでの裁判でもやられていないわけよ。だから僕は、堂々と、皆さんはこれ問われたときには、私たち自分の主張、これまでも自分たちにはね、道理があると。だからこれをね、堂々と展開していきますということを、もっと訴えていくべきだと思うんだけど、そこを僕ははっきりさせたほうがいいと思うよ。どうですか。

○池田竹州知事公室長　先ほども、午前中も答えさせていただいたところですが、私ども昨年の8月の承認取り消し—撤回、適法であると考えており、国の4月5日の裁決は違法・無効であるというふうに考えております。

この議案、議決いただきましたら、その点について裁判所できちんと主張していきたいというふうに考えております。

○渡久地修委員　公室長、頑張ってください。

終わります。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 渡久地委員の概算計画というか予算に関して、土木のほうで答えられていないものだから、これは例えば今の時期が12年9カ月かかるんじゃないですかという分だとか、いろいろとこれまで支払いした分で2兆5000億円かかるんじゃないですかというものは、これは土木を交えての統一見解ということでもいいんですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 はい、お答えいたします。

これは、我々辺野古対策課のほうにおいて、あくまでも昨年の国との協議に向けて大まかな概算の額を持つことで最大でということで見積もったものでございます。

○當間盛夫委員 照屋統括監、この件に関しては、土木は全く関与していないということでもいいんですか。

○照屋寛志土木整備統括監 はい、そういうことでございます。

○當間盛夫委員 本来ね、あなたたちも出すのであれば県は縦の部分より横も連携して、いろいろと土木も許可申請のものだとか農林もいろいろなものがあるわけですから、やっぱりこういう形で数字的なものを公に出していくのであれば、ちゃんと専門のそういう土木からも聞くべきではないんですか、公室長。

○池田竹州知事公室長 本来であれば全体の実施設計がなされてから事業着手されるものだと思います。全体の実施設計が示されて協議が行われていればある程度概算で一かなりの額の事業費というのは積算できるかと思いますが、いまだにそういった全体、大浦湾側は一切示されておりません。そういう形で、土木としてちょっと積算をお願いしても、積算する根拠がないという状況です。そのようなわけで既に契約している額、そして承認願書で示された工程等を勘案して、機械的にあくまでも面談の際の参考として打ったものです。そこで、私どもは本来こういう額です、こういう工期ですというのを示されることも実は期待していたところですが、残念ながらそういった提示はなかったと。

○**當間盛夫委員** 皆さん覚悟を持ってこれからも裁判するわけですから、専門のそういう土木関係からも、くいの7万本だとかいう話もあるわけですから、そういったことをしっかりと把握できるんだったら、把握をやられたほうがいいんじゃないかなというふうに思っています。

それで、先ほどこの裁判、国が2件、県のほうで4件ということで6件のこの裁判を一今度のものとは別だよ。今度やると7件になるんだよ。そういう、過去6件のこの判決状況というのはどうなっていますか。

○**多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長** はい、お答えいたします。

まず、平成27年の代執行訴訟ですけども、これについては和解が成立しまして、国のほうが訴えを取り下げております。それから平成27年の関与取消訴訟、これも同じように和解によりまして、県が訴えを取り下げております。それから平成27年の抗告訴訟のほうですけども、これも和解によりまして、沖縄防衛局のほうで審査請求を取り下げたということがありましたので、これについては県のほうが訴えを取り下げたという形になっております。

それから不作為の確認訴訟につきましては、平成28年の12月20日に最高裁にて県の敗訴が確定しております。あとは岩礁破碎に係る差し止め訴訟ですけども、これにつきましてはことし3月29日に県のほうが、我々のほうが上告の受理の申し立てを取り下げましたので、控訴審の判決の確定によって県が敗訴という形になっております。それから6つ目のことし平成31年3月22日に提訴しました関与取消訴訟のほうですけども、こちらのほうは4月5日に判決が出ましたので、県のほうから訴えを取り下げているというような状況でございます。

○**當間盛夫委員** 状況を見ると和解、負ける前に和解、和解でというようなところもあるんでしょうけど、県はこの6件、1度も勝訴していないんだよ。状況的には、どうなんですか。

○**多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長** この6件に関しては、県の勝訴というのはございません。

○**當間盛夫委員** 今回のものも、皆さん積み上げでしょうから、でしょうけど、違法行為があると。このものは和解で終わったけど、その後のこう違法行為があるんだということで、今回も訴えに行くということになるんですけど、この違法行為があるというこの訴えのこと含めて、これは政治判断なんですか。行

政判断なんですか。

○池田竹州知事公室長 はい、公有水面埋立法に基づく判断でございます。

○當間盛夫委員 行政が違法行為があるよということで判断している、ということ認識でいいわけですね。

○池田竹州知事公室長 委員おっしゃるとおりでございます。

○當間盛夫委員 今回皆さん訴えます。先ほど6件の分も和解等で県が訴えているものの敗訴、県が勝訴している分が1件もないということになります。今回7件目訴えます。今回訴えるとどういう形になるんですか。訴えて、皆さんまた同じように敗訴になると。どう想定しますか、その後。

○池田竹州知事公室長 議決をいただきましたら、県の主張をきちんと裁判所のほうに主張して認めていただけるように全力を尽くしてまいる考えです。

○當間盛夫委員 ちょっと質疑とは違うんでしょうけど、敗訴になると、違法行為はなかったということになるんでしょう。

○池田竹州知事公室長 仮定のお話—まだ裁判も起こしていないので、一般論としまして、私ども今裁決の違法—国土交通大臣の裁決は違法であるということで訴訟しますが、仮にそういったものが敗訴ということになれば、違法ではないということが確定することになるかと思えます。

○當間盛夫委員 ところで、今のこの辺野古の進捗率はどれくらいなんですか。

○照屋寛志土木整備統括監 はい、本会議でも答弁しておりますとおり、仮に埋立土砂量から進捗率を換算するためなんですが、防衛局に照会したところ、5月末時点で埋立区域②の1については必要土砂量の6割を超えると。埋立区域②については必要となる土砂量の1割以下という回答がございまして、この回答に基づき県において埋立承認願書の埋立土量等で試算しましたところ、埋め立てられた土量の割合は、埋立区域②の1及び②で、約18%、事業全体においては約2.8%程度と推定しております。

○**當間盛夫委員** これは、おこなっているんですか。順調なんですか。皆さんの認識よ。

○**照屋寛志土木整備統括監** これも本会議で回答させていただいたものですが、普天間飛行場代替施設建設事業の工事計画におきまして、汚濁防止膜の着工後29カ月目に当たる時期には、24の護岸に着手し、3カ所の埋立区域で、埋立工に着手する予定と考えられます。

一方、現在は、辺野古海域側のK1からK4護岸、中仕切り護岸N5、N3は概成しております。海域は護岸により閉じられ、平成30年12月14日から、埋立区域②の1、平成31年3月25日から埋立区域②に埋立土砂が投入されておりますと。またですね、大浦湾側のK9護岸の一部約100メートルが施工されております。中仕切り護岸N4は概成し、K8護岸は約250メートルまで施工されております。以上です。

○**當間盛夫委員** もうちょっと、私が聞いた質疑にやればいいのか。おこなっているかどうかということだけを言えばいいんですけど、それは知事公室長が答えられたほうがいいと思うんですけど、公室長、この辺野古工事の今全体でも2.8%、皆さんもよく言われるんですけど、これはやはりそのことは、工事の進捗はおこなっているという認識を皆さんお持ちですか。

○**池田竹州知事公室長** はい、少なくとも護岸の全体の実施設計につきまして、いまだに示されていないという点では、かなりおこなっている部分もあろうかと。

○**當間盛夫委員** このことは、皆さんがこれまでやられた4回の一県がやられた分含めて、そういう提訴だとかいろいろと許可の期限だとか含めて、県がやった分でそういったものもおこならせていると。県がこの工事をできるだけ進めさせないように県が努力してやっているという認識でいいんですか。

○**池田竹州知事公室長** はい、私どもが例えば工事の中止をして留意事項に基づく協議を呼びかけても、工事は中止されていないわけでございます。一方で、過去の和解などによって、一旦工事を中止して双方が話し合うようにというようなものもございました。その間は当然工事がとまったので、その分工事に進捗を与えた部分もあろうかと思えます。

一方で、護岸の工事につきましては、私どもそれを実施設計について示せな

いようなことは一切とっていませんので、これは私どもというよりは、全体の実施設計、いまだに示せない何らかの事由があるものというふうに考えております。

○當間盛夫委員 きょうもサンゴの移植の再申請の許可のことなのかな。それを延期したというのがあるんですが、それちょっと中身お聞かせ願えます。わかりますか。農林になるんだろうけど。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 きょうの昼のニュースだったと思いますけど、そういった報道があったことは承知しております。ただ、中身についてそういうふうに先送りしたかどうかということについては、我々まだ聞いておりませんで、農林水産部においてですね、これまで農水部のほうも答弁されていたと思いますけども、法令に基づいて対応を検討しているところだというふうに承知しております。

○當間盛夫委員 去年の県知事選前の8月に国が損害賠償を請求するというのがあるわけよね。皆さんも御存じだと思うんですけど、1日当たりそれが中止だとか、そのことが延びるだけで2000万円の、1日当たりのその費用のものがかかるということで出ているわけさね。知事公室長が今この違法行為で我々やっていますよということのものの判断は、政治判断ではなくて行政判断なんだというようなお話もありました。国が、今皆さんがやっているこの裁判をやる部分で、工事がそのことのものがおくれた。これまでの過去の分含めて、そういったものがね、これは県がこのことをやったがために、このことのものの期間がかかってしまっていて、これだけの予算がかかってしまっているというような形で、国が損害賠償を起こすというようなことは可能だと思うんですけど、これどういう認識を皆さんお持ちですか。

識名トンネルのこともありました。そのことを踏まえて、国がその県がやっている、やったことに対しての損害賠償を求められるというような可能性等々を含めて、何かどう認識されているのか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 先ほど公室長のほうから和解に基づいて10カ月程度とまったということですが、あくまでも和解で工事をとめるということで合意をした上でとめておりますので、そこらあたりは損害賠償というようなものの対象になるものではないというふうに考えております。あと、国家賠償法におきましては、公務員のほうが故意または過失によっ

て違法に他人に侵害を加えたとき、損害を加えたときは賠償をする責任を任ずるといって規定されているところですが、県のほうはいろいろ公水法の要件を充足していないということをしつかりと検討した上で、承認の取り消しを適法に行ったというふうを考えておりますので、そうした損害賠償のですね、対象になるものでもないというふうを考えているところでございます。

○當間盛夫委員 もう最後になりますけど、撤回をそのことで決めた、撤回をやるということをしたのは翁長知事ではなかったわけよね。これは謝花さんだったわけよね。そのことをやったのは。謝花さんがそういう部分のものがというときに、しつかり覚悟を決めていますという判断。きょう皆さんが言った、これは行政判断ですということになってくると、これは政治判断であれば、謝花さんなのか。個人的に行くはずだったんだよ。そのときやった人。それを一緒に進めている今の玉城知事というような形になるはずでしょうけど、行政判断となってくると、これは県全体にそのことのものがかかってくる可能性がある。やるかやらないかはわからないですよ、これはね。もう皆さん、どれだけ請求されるかわからないというところもあるはずだろうから、そういうことも、国は言ってきているということも認識持ちながらやらないといけないし、今回も皆さんそれをわかっていながら、その問題は違法行為だということに裁判に持ち込むわけですから、間違いなくそれは皆さん覚悟を持って、この裁判に関することも、これからそういうようなことがあることも、謝花さんが言っているわけだから、覚悟を持ってやっていると。そういう覚悟を持って、いろいろと皆さん今回のこの辺野古に対してのものは、あるという決意表明。公室長からやってください。

○池田竹州知事公室長 繰り返しになりますけども、4月5日の国土交通大臣の裁決につきましては、私ども違法・無効だというふうに考えております。このため、訴えの提起、抗告訴訟をお願いして議決をいただきましたら、しつかり県の取り消しの正当性を主張して、認められるように全力を尽くしていきたいと考えております。以上でございます。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。
金城勉委員。

○金城勉委員 今、るる質疑応答ありましたけれども、皆さんが選挙や、あるいは県民投票の結果を尊重して、民意を訴える。そのためにも今回の訴訟に着

手するという話ですけれども、もう撤回が最後の手段と言われてきてその撤回をやって、それをとめられて、今回訴訟に及ぶということになっているんですけれども、当然民意の尊重ということとあわせて、日本は法治国家ですから。今回裁判を提起して、その出る結論が判決がどういう結果になるかは当然わからないけれども、その結果はどういう結果であれ尊重するということは間違いはないですか。

○池田竹州知事公室長 まだ議決もいただいてませんのでちょっと結論めいたことは述べませんが、一般的に司法の最終判断に従うというのは、行政としてはごく当然のことだというふうに考えております。

○金城勉委員 ということは勝てばよし、負ければその判決に従うということで、その後はどういうふうになりますか。

○池田竹州知事公室長 今これから議決をいただいた後には提起するというのを考えていますので、ちょっとその後については現時点では差し控えさせていただきますと思います。

○金城勉委員 玉城知事は対話で解決をしたいと。しかし一方で、私の一般質問で答えた、総理と五、六回会ったけれども、残念ながら現時点において、まだ実のある対話、方向性というものは全く示されておりません。公室長も臨席したことがあるかと思えますけれども、知事が言う、あるいはまた皆さんが言う対話というのはどういうことですか。対話での解決というのは。

○池田竹州知事公室長 まずは、沖縄県の立場を一いわゆる普天間飛行場の危険性の除去、運用停止を含めた危険性の除去、そしてその代替として辺野古については、多くの県民が反対しているというのをきちんとまず伝えていくという、その上でその解決がどうあるべきかは、公約では県外、国外という形で述べさせていただいていますので、それに従ったアプローチについて一緒に考えていきたいと。そういった思いで知事はSACOの検証も、SACO、そして統合計画を含めた検証に沖縄県を加えていただきたいということで、SACOWAというものを総理にも提案したのだというふうに考えております。

○金城勉委員 今までの経緯を見ると、結局は結果として五、六回のそういう対談の中で方向性も出されていない、出すことができていないという結果にな

っているわけですね。だから対話というのはお互いに一方通行に言いつ放しという結果に今なっているわけで、しかし、対話を絡めてキャッチボールができるような対話ということであれば、お互いに歩み寄りというのがあって初めて、皆さんが目指す対話というのは成立すると思うんですけど、その辺の歩み寄り、譲り合いというのはあり得ますか。考えていますか。

○池田竹州知事公室長 私のほうからちょっと答えるものでは、ちょっと難しいんですけども、とにかく知事と総理が複数回お会いできているということは非常に大きなことだと思います。その面談、対話を続ける中で、当然知事から、あるいは総理から、展開—今後の展開に向けた協議が行われていければ、解決につながっていくというふうに考えております。

○金城勉委員 まあなかなか厳しい。局面打開というのは見えてきませんね。きょうはここで終わります。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第20号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入れかえ)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

次に、請願平成30年第5号及び陳情平成28年第39号外54件の審査を行います。
ただいまの請願及び陳情について、知事公室長の説明を求めます。
なお、継続の請願及び陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

池田竹州知事公室長。

○池田竹州知事公室長 引き続き、よろしく願いいたします。

それでは、知事公室所管に係る請願・陳情につきまして、御説明いたします。
ただいま通知いたしましたのは、請願・陳情の目次でございます。

通知をタップして、ごらんください。

知事公室所管の請願は継続が1件、陳情は継続が46件、新規が9件、請願・陳情合わせて56件となっております。

初めに、継続審査となっております請願・陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

修正した箇所につきましては下線で示しており、主な修正箇所を読み上げて御説明いたします。

ただいま通知しましたのは1ページ、開かれていますでしょうか。

請願平成30年第5号普天間基地5年以内運用停止の遵守を求める意見書に関する請願でございます。

2段落目になりますが、「県は、去る4月10日に開催された普天間飛行場負担軽減推進会議や、5月24日に米国政府機関に送付した書簡においても、普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去の実現を求めたところです。」としております。

次に、ただいま通知しましたのは、2ページ目、陳情平成28年第39号辺野古新基地建設を直ちに中止し、普天間基地の即時閉鎖を求める陳情になります。

スクロールしていただき、次のページをごらんください。

3ページ目の後半のほうになりますが、「国土交通大臣は、本年4月5日に埋立承認取消しを取り消す旨の裁決を行っております。県としては当該裁決は行政不服審査制度の趣旨から大きく外れるものであると考えており、本年4月22日に地方自治法に基づき国地方係争処理委員会へ審査申出を行いました。本年6月17日に県の申出を却下する決定がなされました。県としては、今後の対応について同法に基づく関与取消訴訟の提起を含め検討し、正式に決定します。また、県としては、本年4月5日の裁決を不服として、国土交通大臣に対して行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟を提起するため、本議会において、訴えの提起に係る議案を上程しているところです。」としております。

次に、ただいま通知しましたのは、12ページ目、陳情平成28年第124号米軍北部訓練場のヘリパッド建設工事等に関する陳情になります。

スクロールしていただき、次のページをごらんください。

13ページの後半になりますが、1つ前に説明いたしました陳情平成28年第39号と同様の修正を行っておりますので、説明は省略いたします。

次に、ただいま通知しましたのは、29ページ目、陳情平成28年第178号翁長知事及びオール沖縄に対する陳情になります。

スクロールしていただき、次のページをごらんください。

30ページの2段落目途中になりますが、先ほど説明いたしました陳情平成

28年第39号と同様の修正を行っておりますので、説明は省略いたします。

次に、ただいま通知しましたのは、41ページ目、陳情平成29年第13号沖縄の民意を尊重し、地方自治の堅持を日本政府に求める陳情になります。

スクロールしていただき、次のページをごらんください。

42ページの1の(2)についての2段落目になりますが、「また、これまでの一連の選挙において辺野古移設反対の民意が示され続けてきたことに加え、平成31年2月24日に実施された」と修正しております。

次に、ただいま通知しましたのは、54ページ目、陳情平成29年第79号辺野古新基地建設の中止と普天間基地代替施設について国民的議論を深め、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の提出を求める陳情になります。

スクロールしていただき、次のページ、55ページをごらんください。

55ページの2から4についての3段落目になりますが、「加えて、県は、基地問題・基地負担の現状や普天間飛行場返還問題・辺野古新基地建設問題及び日米地位協定の問題について、広く周知を図り、問題解決に向けた国民的議論の機運醸成を目的とし、トークキャラバンを実施することとしております。」としております。

次に、ただいま通知しましたのは、59ページ目、陳情平成29年第116号オスプレイ飛行訓練地の被害状況を沖縄県は実情に合った測定と聞き取りを行い、継続的に把握することを求める陳情になります。

スクロールしていただき、次のページをごらんください。

60ページの4についての2段落目になりますが、「令和元年6月に外務大臣」を加えております。

次に、ただいま通知しましたのは、62ページ目、陳情平成30年第27号県議会で可決された米軍関係の決議を県行政に反映させることを求める陳情になります。

2の(1)について、「また、令和元年6月22日に外務大臣に対して、」としております。

次に、ただいま通知しましたのは、77ページ目、陳情第13号嘉手納基地での米軍パラシュート降下訓練に関する陳情になります。

スクロールしていただき、次のページをごらんください。

78ページの2段落目になりますが、「訓練の実施に強く抗議するとともに、嘉手納飛行場でパラシュート降下訓練を実施しないよう、強く要請しているところです。また、令和元年6月22日には、河野外務大臣に対し、今後、嘉手納飛行場においてパラシュート降下訓練を実施しないよう、強く要請しました。」

としております。

次に、新規の陳情 9 件につきまして、処理概要を御説明いたします。

ただいま通知しましたのは、83ページ目、陳情第33号辺野古新基地を名護国際空港として活用することに関する陳情になります。

処理概要は、知事は、辺野古に新基地はつくらせないという公約を掲げ、多くの県民の負託を受けております。また、これまでの一連の選挙において辺野古移設反対の民意が示され続けてきたことに加え、平成31年2月24日に実施された県民投票によって、辺野古埋め立てに絞った県民の民意が明確に示されたことは、極めて重要な意義があるものと考えております。

このように、県としては、多くの県民の民意を受け、辺野古に新基地はつくらせないということを県政運営の柱にしており、今後も普天間飛行場の県外・国外への移設を求めてまいります。

なお、現在計画されている辺野古新基地については、予定されている滑走路の長さが1200メートルであり、国際線の離発着は困難であると考えております、としております。

次に、ただいま通知しましたのは、84ページ目、陳情第41号辺野古新基地建設の即時中止と普天間基地の県外・国外移転について、国民的議論により民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の提出を求める陳情になります。

スクロールしていただき、次のページをごらんください。

処理概要の1については、陳情平成28年第39号項目1に同じ、としております。

ただいま、陳情平成28年第39号項目1を通知しましたので、御確認ください。

続きまして、2から3については、陳情平成29年第79号項目2から4に同じ、としております。

ただいま、陳情平成29年第79号項目2から4を通知しましたので、御確認をお願いします。

次に、ただいま通知しましたのは、86ページ目、陳情第43号県が沖縄防衛局や米軍に対して行う米軍機騒音規制の要請に関する陳情になります。

スクロールしていただき、次のページをごらんください。

処理概要の項目1、2及び5について、87ページですが、県では、関係市町村と連携しながら、嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺地域における航空機騒音測定を実施しており、その結果を踏まえ、平成30年9月に県内の米軍及び日米両政府機関に対し、航空機騒音規制措置の厳格な運用等について要請を行っております。加えて、平成30年11月には岩屋防衛大臣へ、令和元年6月には河

野外務大臣へ、嘉手納飛行場、普天間飛行場等における航空機騒音の軽減などについて要望を行っております。また、騒音測定結果や要望書については、県のホームページで公開しております。

米軍飛行場の演習情報等を含む航空情報（NOTAM）のモニタリングや分析、それに伴う対応等については、一義的には、国の責任において実施し、その結果を公表すべきと考えておりますが、県としても、航空情報の収集に努めてまいります。

県としては、今後とも、関係市町村や軍転協等とも連携しながら、航空機騒音の軽減に向けて一層の改善を図るよう日米両政府に働きかけていきたいと考えております、としております。

次に、ただいま通知しましたのは、89ページ目、陳情第51号辺野古新基地建設の即時中止と普天間基地の県外・国外移転について、国民的議論により民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の提出を求める陳情になります。

処理概要の1については、陳情平成28年第39号項目1に同じ、としております。

ただいま、陳情平成28年第39号項目1を通知しましたので、御確認ください。

2から3につきましては、陳情平成29年第79号項目2から4に同じ、としております。

ただいま、陳情平成29年第79号項目2から4を通知しましたので、御確認ください。

次に、ただいま通知しましたのは、90ページ目、陳情第54号在沖米海兵隊員による女性殺害事件に関する陳情になります。

処理概要の項目1及び2について、平成31年4月に北谷町において、在沖海兵隊所属の米海軍兵が女性を殺害した事件は、基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に大きな衝撃を与え、新たな不安を招くものであり、断じて許せるものではありません。当該事件について、県は、米軍及び日米両政府に対し、このような事件が二度と起きないように、米軍及び日米両政府の責任において、実効性のある抜本的な対策を講ずるよう強く求めております。

県としては、米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキング・チーム会合等において、米軍及び日米両政府と再発防止策について議論したいと考えております。

また、被害者補償については、日米両政府に対して迅速かつ適切に補償するよう求めているところであり、今回の事件の遺族への補償を含め、引き続き、求めてまいります。

項目3については、県としては、米軍基地から派生する諸問題を解決するためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、日米地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えており、平成29年9月に改めて、日米両政府へ要請を行っております。

また、日米地位協定の問題点をさらに明確化し、見直しの必要性に対する理解を全国に広げることを目的として、他国地位協定調査を行うとともに、国民的議論の機運醸成を目的としたトークキャラバンを実施しております、としております。

次に、ただいま通知しましたのは、92ページ目、陳情第55号米空軍兵等の相次ぐ道路交通法違反に関する陳情になります。

処理概要の項目1については、県が把握している令和元年の米軍の飲酒運転件数は、6月末現在、12件で、過去3年で一番多いペースで発生しており、うち、空軍兵の飲酒運転件数は7件で、昨年同時期の2件を大幅に上回る状況となっております。飲酒運転に起因する事故における被害者への謝罪については、日米両政府が被害者の意向に配慮しながら対応する必要があると考えております。また、補償については両政府において、日米地位協定に基づき、誠意を持って対応するべきであると考えております。

処理概要の項目2については、県は、飲酒運転が発生するたびに、飲酒運転が二度と起きないように、より一層の綱紀粛正及び教育の徹底を含め、再発防止について万全を期すよう沖縄防衛局及び米軍に対し、強く要請を行っているところです。また、県は令和元年6月22日に、河野外務大臣に対し、より一層の綱紀粛正措置を図ることを強く求めたところです。

県としては、今後ともあらゆる機会を通じ、再発防止に向けた取り組みの強化について、米軍及び日米両政府に対し、粘り強く働きかけていきたいと考えております。

処理概要の項目3については、1つ前に説明しました陳情第54号項目3に同じ、としております。

次に、ただいま通知しましたのは、94ページ目、陳情第56号米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情になります。

処理概要について、知事は、辺野古に新基地はつくらせないという公約を掲げ、多くの県民の負託を受けております。また、これまでの一連の選挙において辺野古移設反対の民意が示され続けてきたことに加え、平成31年2月24日に実施された県民投票によって、辺野古埋め立てに絞った県民の民意が明確に示されたことは、極めて重要な意義があるものと考えており、辺野古に新基地はつくらせないということを県政運営の柱として、普天間飛行場の県外・国外移

設を政府に求めております。

県としては、普天間飛行場の危険性が放置されることはあってはならず、宜野湾市と連携し、同飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去を求めております、としております。

次に、ただいま通知しましたのは、95ページ目、陳情第67号嘉手納基地での米軍パラシュート降下訓練及びMC 130特殊作戦機等のパパーループへの駐機に関する陳情になります。

スクロールしていただき、次のページをごらんください。

項目1及び2については、陳情第13号に同じ、でございます。

ただいま、陳情第13号を通知しましたので、御確認ください。

ただいま通知しました96ページに戻っていただき、項目3をごらんください。

嘉手納飛行場では、昼夜を問わない訓練やエンジン調整、外来機のたび重なる飛来や暫定配備等に加え、再編工事に伴い、住宅地に近いパパーループがMC 130特殊作戦機の駐機場として一時使用されるなど、SACO最終報告における騒音軽減イニシアティブの趣旨がないがしろにされております。県は、令和元年6月22日、河野外務大臣に対し、パパーループにおける騒音等を伴う航空機の使用を禁止すること等を要請したところです。

県としては、これ以上、地元の負担増になることがあってはならず、今後ともあらゆる機会を通じ、三連協とも連携し、パパーループにおける騒音等を伴う航空機の使用を禁止することを、日米両政府に対して粘り強く働きかけていきたいと考えております、としております。

次に、ただいま通知しましたのは、97ページ目、陳情第68号辺野古新基地建設の即時中止と普天間基地の県外・国外移転について、国民的議論により民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の提出を求める陳情になります。

処理概要の1については、陳情平成28年第39号項目1に同じ、としております。

ただいま、項目1を通知しましたので、御確認ください。

2から3につきましては、陳情平成29年第79号項目2から4に同じ、としております。

ただいま、陳情平成29年第79号項目2から4を通知しましたので、御確認ください。

以上、知事公室の所管に係る請願及び陳情につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○仲宗根悟委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、陳情平成28年第117号外16件について、環境部環境企画統括監の説明を求めます。

松田了環境企画統括監。

○松田了環境企画統括監 環境部所管の陳情について、御説明いたします。

座って、御説明いたします。

継続審査となっております陳情17件につきましては、前回の処理概要から変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○仲宗根悟委員長 環境企画統括監の説明は終わりました。

次に、陳情平成30年第70号外1件について、土木建築部土木整備統括監の説明を求めます。

照屋寛志土木整備統括監。

○照屋寛志土木整備統括監 土木建築部所管の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

土木建築部関連の陳情は、継続2件となっております。

当該陳情につきましては、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○仲宗根悟委員長 土木整備統括監の説明は終わりました。

次に、陳情平成28年第178号について、企業局配水管理課長の説明を求めます。

上地安春配水管理課長。

○上地安春排水管理課長 企業局関連の陳情につきまして、御説明いたします。

継続審査となっております陳情1件につきましては、前回の処理概要から変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上、企業局に係る陳情処理概要について、御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○仲宗根悟委員長 配水管理課長の説明は終わりました。

次に、陳情平成28年第119号外1件について、教育庁県立学校教育課長の説明を求めます。

玉城学県立学校教育課長。

○玉城学県立学校教育課長 教育庁所管の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

教育庁所管の陳情は、継続1件、新規1件となっております。

まず、継続の陳情につきましては、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、新規に付託された陳情1件について御説明いたします。

ただいま通知しました、86ページをごらんください。

陳情第43号県が沖縄防衛局や米軍に対して行う米軍機騒音規制の要請に関する陳情について、御説明いたします。

2回スクロールしていただき、88ページをごらんください。

1、3及び4についてですが、児童生徒がよりよい教育環境のもとで、学習ができ、安全が保障されることは当然の権利であります。県教育委員会ではこれまで、県立高等学校入学者選抜学力検査の実施期間中に、航空機による騒音等で学力検査に支障を来さないよう、関係機関に対し、特段の配慮と協力の依頼をしてきたところですが、あわせて、沖縄防衛局については直接出向き、米軍機の騒音防止の申し入れを行ってきたところでもあります。

県教育委員会としましては、騒音等により高校入試に影響があってはならないと考えており、今後、沖縄防衛局に対しては、米軍機の騒音防止に向け要請を行うとともに、関係部局と連携し、情報収集を行い、必要に応じて適切に対応してまいりたいと考えております。

以上で、教育庁所管の陳情の処理概要について、説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○仲宗根悟委員長 県立学校教育課長の説明は終わりました。

休憩いたします。

午後3時0分休憩

午後3時17分再開

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

これより、請願及び陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願または陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

末松文信委員。

○末松文信委員 陳情番号は178で、29ページですね。

翁長知事及びオール沖縄に対する陳情というところの処理概要ですけれども、先ほど議論しましたところの、今回の撤回の話がそこに掲載されておりますので関連してお尋ねいたします。

今回の議案の概要の中ですね、2と3。2番目には国土交通大臣は審査請求を受けて、平成31年4月5日に当該取消処分を取り消す旨の裁決を行ったと。これを不服として今回の議案になっているわけでありましてけれども、ここで3番目にですね、本県の利益が侵害されている状況となっていると。このことについてはどういう状況なのかちょっと教えてほしいんですけど。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 お答えいたします。

公有水面埋立法はですね、埋立承認、いわゆる埋立承認は、法定受託事務という形になっておりまして、本県が処理する事務という形になっております。これに対して沖縄防衛局のほうが、国民のための制度、審査請求を用いまして審査請求を行い、審査庁とはなり得ない国土交通大臣が承認取消処分を取り消すという旨の裁決を行ったということでございますので、これは違法な国の裁定的関与というふうに考えておりまして、本県の自治権の侵害という形になるものというふうに考えております。

それからですね、違法な裁決を根拠として今現在も埋立工事が遂行されておりますので、これは事業実施区域周辺等の貴重で豊かな自然環境の不可逆的な被害を受けるといったことでの利益の侵害があるというふうに考えているところでございます。

○末松文信委員 この経過を、先ほども議論したんですが、事業者である沖縄防衛局長から国土交通大臣に審査請求をやったわけですよ。国土交通大臣が審査した結果、その撤回については取消処分を行うということの裁決をやったということなんですけど、これは順序からすると国土交通大臣が裁決した時点

で、皆さんの撤回処分というのが取り消されたわけですから、そこは違法な状態ではないんじゃないですか。なぜそれが違法で本県の利益が侵害されていると、こういうことになりますか。

○多良間一弘 辺野古新基地建設問題対策課長 お答えいたします。

行政不服審査制度というのは、国民の権利・利益の救済を目的としている制度ということですので、まず、国が、沖縄防衛局のほうがこの行政不服審査法に基づく審査請求ができないという形で考えています。ですからそれは、行政不服審査制度を濫用した裁定的関与であるというふうに考えております。ですからそれに基づいて、出されている裁決も違法なものというふうに考えていますので、これは先ほどもやりましたけれども、この裁決を取り消すための抗告訴訟を今現在、我々としては議案として上程しているというようなところでございます。

○末松文信 委員 これまでのその審査からすると、この裁決書にもありますけれども、埋立事業、承認を受けた事業者は、これは国であろうと個人であろうと、免許を受けた事業者であると。ついては、同じだという結論を見ているわけですね。それを皆さんがそうじゃないと言っても、これ国はそういうふうに言っているわけだから。だからこそ、今度訴訟を起こすわけでしょう。だからそれを起こす前までは、今この現場というのは、違法状態にはないと思うんですけれども、どうしてそうおっしゃるんですか。あんた方が思うことは構いませんけれども、法的にそうなっているのかと。伺います。

○多良間一弘 辺野古新基地建設問題対策課長 県のほうは、まず承認—最高裁に基づいて承認が起きたときにですね、その後の事案に基づいて一軟弱地盤でありますとか、高さ制限の話でありますとか、環境保全措置の問題でありますとか、そういった問題に関係しまして、公水法で定める要件を満たさないということで、承認を取り消したというような部分がございます。ですから、今回の我々の承認取り消しは適法になされたものだというふうに考えているところでございます。

一方で、今回の審査請求というものは、先ほどの繰り返しになりますけれども、国が使えない制度を用いてなされているということですので、それに対する裁決というものも違法なものだというふうに考えている、というようなところでございます。

○末松文信委員 いや、それは皆さんの主張であって、それはそうじゃないという結論を見ているわけですから、今それは県としては不服ですよということで抗告されると。こういう手順を踏んでいるわけですよ。抗告して、その抗告の結果の裁決、裁判の結果が出るまでは、現場は違法状態ではないと思えますけれども。今の海底地盤の話にしても、ちゃんと国交大臣はそれはやれると、特に公水法に抵触するような話ではないと、こう書いてありますよね。違いますか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 軟弱地盤のまず話につきましてはですね、これに関して技術的に可能だという話の報告書などは出されておりますけれども、これ審査請求の後にいろいろ公表された資料の中で出されている話でございまして、我々が承認撤回する際にいろいろ軟弱地盤が確認されているということをもとに、工事をとめてという話をしたにもかかわらず、そういった行政指導に従わなかったといったようなことがありまして、軟弱地盤等のことに関してはですね、我々は承認の要件を満たしていないということでの撤回の理由にしているというところがございます。

○末松文信委員 撤回を判断するまではそうだったかもしれんけれども、その後には事業者は、担当大臣にこれはそういうことですかどうですかということで審査をお願いしてありますよね。審査の結果が、いや大丈夫ですと、こういうふうにかつ決しているわけですから、この裁決を皆さんがそうじゃないと言うのは今後争う話でしょう。この時点で争う話じゃないですよ。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 今おっしゃっているのは、沖縄防衛局の審査請求のお話かと思えますけれども、まずこの審査請求は行政不服審査法に基づいてなされているわけですが、行政不服審査法に基づく審査請求は、国の固有の資格に基づいて行われた処分については、この行政不服審査法は適用除外という形になっております。ですから、沖縄防衛局がこの行政不服審査法を用いて審査請求を行ったこと自体が濫用的な運用だということで、我々はその審査請求そのものがおかしいと。ですから、それに対する国交省の裁決も違法だという形で、それで今回ですね、訴えの提起の議案を上程しているというようところでございます。

○末松文信委員 いやだから、皆さんはそもそも事業者である沖縄防衛局が同じ国の前提の中で、そういったことができるかという話をよくやるんですけれ

ども、免許を受けたのは、たまたまその沖縄防衛局長であるけれども、でも、沖縄防衛局長でなくても免許は受けられるわけですよ。例えば個人が、個人企業がこの免許を受けたときには、これは今の審査請求できるわけですよ。ですから、国交大臣はこれと同じだということを裁決でうたっているわけですよ。それを皆さんのそうじゃないという主張は、今後の話でしょうと。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 はい、公有水面埋立法は、国に対して承認、国以外の者に対しては免許という形で明確にこの制度を分けております。ですから承認という形で受けた以上、これは国に対してなされた国の固有の資格に基づく処分だという形になります。そうしますと、固有の資格に基づいてなされた処分は、行政不服審査法は適用されませんので、それを国が使うことはできないというところで、我々のほうはそれを使ったこと自体が濫用的運用だというふうに考えているというところがございます。

○末松文信委員 いや、ですから、皆さんそうおっしゃるけれども、事業者がそうじゃないということで、担当大臣のその決裁をもらっているわけですよ。免許を与える、承認をするのは直接は知事かもしれんけれども、これは、何というんですかね、委任、委託事務といったらまた語弊あるというから、そうじゃなくて、やっぱり知事は免許出すけれども、上位法に基づいて出すわけですよ。その上位法を管理しているところの国交大臣がそうおっしゃっているわけですから、だから、間違っているというのは、それは裁判で争えばいい話で、今の現状は皆さんが主張するだけであって、実際はそうじゃないと。裁決が出た以上は、その裁決に基づいた現場の管理をしないといかんということだと思うんですが違いますか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 はい、まず公有水面埋立法のほうはですね、法定受託事務となっておりますので、これの処理に関するのは県のほうの事務という形になっております。その公水法に基づいて、国に対して承認という形で、当然承認、処分を行っておりますので、免許とは異なるもので、承認という形で行っております。ですから、我々県としましては、これはあくまでも国の固有の資格に対しての処分だということがございます。ですから、もうここから先はもう繰り返しになりますけれども、固有の資格に基づいて処分を受けた以上、行政不服審査制度は使えないというふうに考えているところがございます。

○末松文信委員 いやこれは、前回もそうですよね。最高裁の最終的な判決もそうになっているし、今回も皆さんそれがもととなってずっと進めてきていますけれども、それは事業者としては一国交大臣としてもそれは違いますよということを行っているわけですから、皆さんが主張することは構いませんけれども、国としてはそうじゃないということをおられる。裁決もしているわけですから。その裁決をもとに現場管理しないといかんとするんですね。皆さんがそれを超えて現場管理することができるんですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 今のちょっと現場管理という部分が少しちょっと何を指しているのかちょっとわからない部分がありますけれども、県としてはこの国交大臣の裁決がですね、違法・無効なものだという形で考えているところがございますので、その裁決を取り消すための訴えの提起を上程しているところがございます。

○末松文信委員 いやそこはわかるんですよ。皆さんがそれは不服だということとはわかっていて、そのために今度提案しているわけですから、それは理解できるけれども。ただ、国交大臣が裁決したことのこの事実は事実として今あるわけですよ。それは不服としてこれからの話であって、今裁決した段階では現場はこの裁決に従って管理されないといけないと思うんですけど、これじゃあ土木に聞いてみまじょうかね。現場、今現場の状態というのは違法状態なのか。

○照屋寛志土木整備統括監 我々としましては、事前の設計を済ませた上で工事を着手してくださいということを何度も申し上げてきていますので、まずはそれをやってくださいということを申し上げております。

○末松文信委員 いやそれは協議する話でしょう。違法状態ではないでしょう。何をもって違法状態と言うの。

○照屋寛志土木整備統括監 繰り返しになりますけど、我々としましては実施設計に基づく事前の協議を済ませた上で着手してくださいということを言いついて、まずは工事をとめてくださいということを伝えております。

○末松文信委員 これは、指導はね、別に構わないと思うけれども、私が聞いているのはこれ違法状態ですか、どうかと聞いているんですよ。何の根拠でそれ

違法と言うのということを聞いているんですよ。

○**照屋寛志土木整備統括監** 我々は一繰り返しですけど、実施設計に基づいた事前協議をした上で着手してくださいということを申し上げまして、現在やっている工事についてはとめてくださいということをお願いしております。

○**末松文信委員** 今まさにお願いしているわけですから、そこは特に法律的に問題があるというわけではなくて、国交大臣もこの分についても、その現場としては対応をしっかりとやっている、協議もやっている、協議は調わなければならないという話でもない、こういうふう結論づけているわけですよ。ですから、今皆さんが願います、現場を指導するということはこれは当たり前の話で、それはいいと思うね。違法状態になっているんですかと聞いているんです。

○**照屋寛志土木整備統括監** 全ての護岸について協議が出ているわけではないですし、まだ協議すら、資料すら出ていない護岸もございますので、まずはそれをやってくださいということを行政指導をしております。

○**末松文信委員** じゃあ答えることができなければ、これは現場は違法状態ではないという理解でいいですね。

○**池田竹州知事公室長** はい、先ほど来、統括監が答えていますが、そもそも承認の際に留意事項というのは付されております。その留意事項一許可でいえば許可条件でございます。その許可を受けた側がその許可条件、いわゆる承認権者、許可権者の付した条件に対して、本来こうじゃないというのは言えるものではないというふうに考えております。当然一旦はその承認条件とか許可条件に不服があればそれなりの手続をして、これは違うというのはわかるんですけども、一方的にここまでは要求されていないというのは、我々が言うのならまだわかるんですけども、受けた側がそういうほうを一方的に主張して工事を進めている状況がございます。

ですから、少なくとも承認に付した留意事項に反している状況であるというふうには言えるかと思えます。

○**末松文信委員** いやだから、これは公水法に違反している、抵触しているという話ではないですよ。

○池田竹州知事公室長 公水法の承認に当たって、留意事項というのを付しているというのはございますので、その点では私どもの立場としては、留意事項に違反する状態であるというふうに考えております。

○末松文信委員 そこに留意事項はあることは承知してはいますが、これについてはお互い協議して、それぞれが納得いくような状況をつくり出して現場を進めていくという、これは法律のもとでそれをやるわけであって、それが調わないからといって法律に抵触しているということにはならないと僕は思います。そういう意味でですね、今の状況は、国交大臣の裁決に従って現場は管理されるべきだというふうに考えております。そういった意味では、皆さんがいや、それは違いますよと、不服だということでこれから訴訟なり、やることについてはこれは皆さんの考えだからあえて言いませんけれども、ただ今の状態ははっきりさせておかんといかんなど。こう思っております。御理解を賜りたいと思います。終わります。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。
山川典二委員。

○山川典二委員 陳情第5号、ページ数1ページですね。

処理概要のところですね、県は去る4月10日開催された普天間飛行場負担軽減推進会議や5月24日に米国政府機関に送付した書簡においても、普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去の実現を求めたところだと処理概要が書かれておりますが、この5月24日に政府機関—アメリカのですね、政府機関に送付した書簡について、どこに送ってどういう内容で送ったのか簡潔に説明をお願いします。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 お答えいたします。

まず書簡につきましてはですね、駐日米国大使ウィリアム・ハガティさんで、それから在日米軍司令官ケヴィン・シュナイダーさん、それから在日米軍沖縄地域調整官エリック・スミスさん、それから在沖米国総領事ロバート・ケプキーさん宛てという形で送っております。

これにつきましては、この書簡につきましては、平成25年の沖縄政策協議会で求めた普天間飛行場の5年以内運用停止の期限が到来しまして、同飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去、こういった実現を求めるといって、知事の考えとかを直接伝えたいというような考えから書簡を送

たというような次第でございます。

○**山川典二委員** 在日米国大使ほか3機関、全部で4つの機関に送って、その反応といいますか、返事とか何か問い合わせはありますか。

○**多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長** お答えいたします。

返信のほうは1カ所から来ておまして、駐日米国大使のハガティ大使のほうから返信のほうが来ております。以上でございます。

○**山川典二委員** 済みませんが、いつ届いて、どういう返事の内容—ポイントだけでいいですけど、御説明をお願いします。

○**池田竹州知事公室長** 米国大使館のほうから6月27日に、県の東京事務所におきまして手渡されたというふうに聞いております。その内容につきましては、ことし4月19日のいわゆる日米安全保障協議委員会—2プラス2におきまして再確認されたとおり、キャンプ・シュワブ、辺野古地先地区、及びこれに隣接する水域に、普天間代替施設を建設する計画が、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であるということが、米国の変わらぬ立場であるというふうに記載されております。

○**山川典二委員** そういうことは、要するに書簡で送った内容と違う内容での、返事が来たというふうに理解してよろしいですか。

○**池田竹州知事公室長** はい、私ども県は、訪米も含めまして米国政府に対しては、いわゆる普天間飛行場の速やかな危険性の除去、つきましては少なくとも辺野古移設とはかかわりなく進めるべき喫緊の課題であるというふうに訴えてきたところでございます。これに対する米国政府の回答ですね。要するに、辺野古への移設、辺野古というか向こうからの回答ですと、キャンプ・シュワブ、辺野古地先地区及びこれに隣接する水域に代替施設を建設する計画が、まあ普天間飛行場の継続的な使用を回避する唯一の解決策であるという、米国政府の回答につきましては、正直極めて遺憾であります。

○**山川典二委員** この手紙の書簡の中に、一番最後のほうに、県から送った書簡の中にですね、普天間飛行場の運用停止に向け取り組んでいただくとともに、本書簡をぜひトランプ大統領に届けていただきますようお願いいたしますとありま

すが、トランプ大統領がこれに目を通したのかという確認はされたんでしょうかね。あるいはできなかったんでしょうかね。その事実関係だけ。わかる範囲で説明をお願いします。

○多良間一弘 辺野古新基地建設問題対策課長 済みませんが、トランプ大統領に届けていただいたかどうかというのは確認はまだとれておりません。

○山川典二 委員 いや、せっかくこうして東京事務所ですね、大使館から返事の手紙をもらうわけでありまして、そこで確認したらよかったですか。この間もね、まだ日本に来たばかりで、最後のところに書いてあるわけでありまして。それはなぜやらなかったのですか。

○多良間一弘 辺野古新基地建設問題対策課長 東京事務所のほう、直接ですね、この手紙のほうを送ったというわけではございませんので、手紙の中身を十分承知してなかったということもあるかということです。大使館職員がお持ちしたときに、これを手交して受け取ったというだけだと思いますので、その際にトランプ大統領に手交したかどうかを確認するというのは、念頭になかったのかなというふうに考えております。

○山川典二 委員 いや、これ、公文書でアメリカ大統領にもぜひ届けてほしいという内容の手紙を送っているわけでありまして、これ大変重要な私は手紙だと思っていますよ。これまで恐らく沖縄県で初めてじゃないですか。知事が正式にこういう形で、辺野古の問題をですね、取り扱って、出したのは。その返事というのは、非常にあの緊張感を持って私は対応すべきだと思うんですけどもね。そういう発想は全然なかったのですか。あるいはそういう指示をなさってなかったんですか。いかがでしょうか。

○多良間一弘 辺野古新基地建設問題対策課長 東京事務所のほうにですね、大使館職員の方が来られるという話は、我々後から連絡が来て知ったところでございまして、持って来るという事実を事前に承知しておりませんでしたので、そういった指示とか、そういったものは東京事務所のほうにはしておりませんでした。

○山川典二 委員 今後ですね、やっぱり大切なことですから、向こうが来るといふことであれば、どういう内容で来るとかですね、そういう最低限の確認は、

やっぱりやってほしいなと思いますよ。これ非常に重要です。

それとですね、ちょっと文書、この書簡を見ますと一書簡というのは県が出したのを見ますと、ちょっと気になるところがちょっとあるんで確認ですがね。例えば、この一持っていますかね、皆さんが大使館とか、あるいは在日米軍司令官とか。持っていますね。この中でですね、要するに埋め立てに伴う部分に対する液状化対策、つまり軟弱地盤の存在は、他国からの攻撃に対して海兵隊の即応能力を損なうおそれがあるという文章がありますけど。ちょっと確認できますか。中段のほうです。もう一回言いますね。このように、軟弱地盤の存在は、他国からの攻撃に対して海兵隊の即応能力を損なうおそれがあります。確認できますか。この他国からの攻撃はどこを想定していますか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 お答えいたします。

辺野古移設に関しましては、埋立承認必要理由書の中で、潜在的紛争地域に近い、または近すぎない位置が望ましいといったようなことが書かれております。この潜在的紛争地域というのは、これまでの中身で朝鮮半島と、台湾海峡が挙げられているところでございます。ですので、ここあたりの他国からの攻撃という部分はですね、そうした有事を想定したものということでございます。

○山川典二委員 いやですから、有事は有事でいいんですよ。有事即応体制とか、何かね、言葉の表現はあってもいいんですが、明確に軟弱地盤の存在、つまりこれは活断層含めてね。基地が仮にですよ、地震か何かがあって損傷して使えなくなるというようなことを言いたかったと思うんですが、他国からの攻撃に対してというのは明確に書いてあるわけでありますからね。これどこの国ですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 先ほど潜在的紛争地域ということで、朝鮮半島とか台湾海峡が挙げられるという形でお答えしましたけれども、この他国というときに、特定の国を想定してのものではございません。一般的に、何らかの形でほかから攻撃があった場合には、海兵隊の即応能力を損なうおそれがあるという形での記述にしているものでございます。

○山川典二委員 一般論でお書きになったと思うんですけどね。これね、軍事基地にかかわるものですよ。これはね、やっぱりこの辺は言葉をもう少し慎重にですね、やはり吟味して、これ書かないと誤解を与えますよ。

海兵隊の即応能力を損なうおそれがありますと続いていますね。皆さんは海兵

隊の即応能力わかるんですか、有事体制のときに。これも一般論ですか。一般論だったら一般論でいいですよ。いやいいんですよ、だから一般論で具体的な想定国はないという話ですから、さっきの話は。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 はい、先ほども言いましたけれども、承認願書の添付資料における埋立必要理由書においては、我が国に駐留する米軍のプレゼンスは、我が国の防衛に寄与するのみならず、アジア太平洋地域の不測の事態の発生に対する抑止力として、極めて重要であるというようなことが書かれております。また、潜在的紛争地域に近い、または近過ぎない地が望ましいというようなことが書かれているわけでございますけれども、そういったものに対しての海兵隊の即応能力という部分で、ここら辺は書いてあるわけですが、個別具体的にですね、想定しているものではなくて、今、委員がおっしゃるように、一般的な海兵隊の能力という部分で記載しているものでございます。

○山川典二委員 さらにずっと下がりましたね、米国は、海軍と空軍によって、中国・北朝鮮問題に対応することができるだけの力を有する国であり、トランプ大統領が復活させる偉大なるアメリカは、普天間飛行場の運用停止だけでなく沖縄からの県外、国外移設という賢明な選択をすると信じておりますと書かれておりますが、これも先ほどの、即応能力体制との問題とかかってくるんですけども、海兵隊は要らなくても、海軍と米軍、この空軍だけでですね、中国・北朝鮮問題、これは有事も含めて、対応することができるだけの力を有する国であると明確に書いてありますが、その根拠をちょっと示してくださいよ。海兵隊も一体となってこれ全部行くんですよ。アメリカの軍事戦略的な行動というものが。海兵隊なしで、海軍と空軍で、北朝鮮、中国の問題、これ有事も含めてでありますけれども、これ対応することが本当にできるんですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 在沖海兵隊の意義あるいは役割につきましては、政府は地理的有利性、抑止力、海兵隊の一体性といったものなどを根拠として説明してきておるわけですが、一部有識者等からは、在沖海兵隊の駐留意義について、朝鮮半島が有事になった際、沖縄では遠過ぎるといったことでありますとか、台湾問題というのは中国にとって根本的な核心問題であり、抑止力という意味では、米国の主力兵力は空軍と海軍であり、海兵隊ではないことなどのさまざまな見解が示されているというところがございます。そうしたことも踏まえながら、こうした書きぶりにしているところでご

ざいます。

○**山川典二委員** 一部の有識者かもしれませんが、世界的なこの軍事プロトコルというものがありましてね、やはり特に米軍の場合は、空軍・海軍・陸軍・海兵隊、一体ですよ。海兵隊なしで空軍が出たりですね、海軍が出ることはあり得ないんですよ。だからこの辺はもう少し、真剣にですね、いろんな研究もなされて、特に、こういう文書、これ在日大使宛てなんです、それ以外は軍人ですよ、総領事は抜きましてね。軍人に対してもこういう文書が行くとするとね、これももう多分なんだこれって話になりますよ、本当に。やっぱりこの辺は、もう少し慎重にですね、特に日米同盟含めた、あるいは周辺のことも含めながら、やっぱり取り扱って、そしてこの文章もしっかりと対応して訴えていくということをやらないと、一国二制度で、私は一般質問でもやりましたけどもね、やっぱり間違ったメッセージを与えるんですよ。特に外交は、本当に血の流れない戦争と言われているくらいですからね。そういう外交の中におけるその沖縄県のそのポジショニングをしっかりとですね、訴えていくということであれば、最低限のその軍事インテリジェンスといいますかね、そういうことはですね、しっかりと研究してください。ぜひ、公室長お願いします。

○**池田竹州知事公室長** はい、安全保障政策については私どももきっちりと分析、情報収集していく必要はあると思っております。委員御指摘の点も踏まえまして、基地対策課あるいは辺野古対策課中心にですね、ちゃんと分析していきたいと思っております。

○**山川典二委員** よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○**仲宗根悟委員長** ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○**照屋守之委員** 2ページですね、陳情第39号、32ページの179号、42ページの13号、54ページの陳情79号、65ページ70号、72ページ6号、76ページ12号、83ページ33号、84ページ陳情41号、89ページ51号、94ページ陳情56号。

これほとんどこの辺野古の問題等々も含めてのことですから、一括してさせていただきますと思っておりますけれども、まず最初に、撤回の今の裁判の問題ですね。まあ先ほどから違法だと決めつけていることについての疑義が出されておりますけれども、国交大臣の意思決定は違法で、これを裁判を起こすと

いうことですよ。これ、それでいいんですか。もう一回確認します。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 お答えいたします。

繰り返しになりますけども、行政不服審査制度というのはですね、国のほうが用いることはできないという形になっておりますので、それを沖縄防衛局が用いて審査請求を行ったこと、そういったことに対して国土交通大臣が裁決を行ったということは、違法な国の裁決関与であるというふうに考えております。ですから、その裁決を取り消す訴訟というものを今回議案として上程させていただいているというところでございます。以上です。

○照屋守之委員 この裁決書があって、この審査請求人、防衛局と処分庁沖縄県知事宛てにあるのは、「本件審査請求に係る処分（処分庁が平成30年8月31日付で審査請求人に対してした公有水面の埋立ての承認を取り消す処分（平成30年8月31日付沖縄県達土第125号・沖縄県達農646号）を取り消す。」という通達が国交省から来ているわけですね。

今の県の説明は、それが違法だということですがけれども、我々今、日本というその中の法治国家の中で、今行政として県も仕事していますよね。今県が言っているのは、何か日本の法律の枠外のことをね、皆様方は主張しているんじゃないかと思うんですよ。このこういう法律があって、いろんなこの仕組みがあって、国交大臣がそういうふうなことをやる、係争委員会がこういうことをやる、あるいは裁判でこういうことをやる。いろんな決め事がある、その中で皆様方がこれを違法だと言うね。もうこれは、日本の国の法律を超えた判断じゃないですか、沖縄県の判断は。本来我々はですね、これ末松委員も言っておりますけれども、個人的にそれ違法かどうかというふうなものは、それはもう思うのは勝手にいいと。ところが、皆様方は行政の、沖縄県庁の最高権力者、行政のトップとしてですね、これ個人的に思うということじゃなくて、行政そのもの自体がそれに対して違法だと決めつけて、本会議でもそういう答弁をする。違法だと決めるのは誰ですか。沖縄県知事が違法だと決めるんですか。裁判でそういうふうなことは決まるわけでしょう。何でそんな越権行為で、自分たちの権利もないのに違法だ、違法だと言って、県民に対してそういうふうなものを、マスコミも通してそういうふうな報道をどんどん言っていますよ。誤解では済みませんよ。何で決まりもしない、きちっと国はそういうふうな法に基づいた意思決定をしてやっているものについて、堂々とですね、それに対して県が違法だからそこはまかりならんと言って裁判を起す。私どもは納得できないということだったらわかりますよ。納得できないから第三者にそうい

うのを委ねて意思決定をするということはわかるけれども、今の県の行政何なんですか。皆様方がそれで決めるんですか。これはもう日本の国、裁判所の権力、そこを超えていませんか。どうですか、公室長。

○池田竹州知事公室長 はい、私ども、繰り返しになりますけども、4月5日の国土交通大臣の裁決、そもそも裁決を行う立場にはないというのは、かねてより主張しているところでございます。その裁決を取り消すために、今回議案の審査もお願いしたところでございます。そのような裁決が、私どもは違法で無効であるということから、訴えの提起について議案の審査もお願いしているところでございますので、そういった形での今回の私どもの議案提案ということで理解していただければと思います。

○照屋守之委員 これ理解できるはずはないんですよ。それだったらみんな、不服だったら県民一人一人が全部不服だったら、そういう意思決定に対して裁判を起こせばいい話で、それに対して違法だ、違法だと言って、裁判の結果が出た後に、それは誰が違法かというのはわかることであって。今の県の行政そのもの自体がですね、そういうことを言う。これは県の言い分だから、県民もそれはそれでしょうみたいな感じで、勘違いする。これ全くおかしい話ですよ。日本国というそういうふうな枠を超えて、もう一つ沖縄という一つのそういうふうな独立した国があって、ほかの国がやっているものを批判するというふうなことだったらいいけど、余りにもちょっと今の行政おかしくないですか。もっと自信を持って、県民に対して誇りを持った行政をやっていたかかないと、そうじゃない部分について違法だ、違法だということで、皆様方のものを主張して、それが県民に「あ、そうだ」というふうな形でやると、これ大変な誤解ですよ。

これは違法な状態ですとずっと本会議でも言っていますけど、であれば、違法な状態の中で工事が進んでいるということをおね、皆様方は放置しているんでしょう。皆様方は違法と言いながら工事は進んでますよ。これを皆様方は放置しているんですよ。この責任どうとるんですか。

○池田竹州知事公室長 私ども埋立承認取消は有効であり、4月5日の裁決は無効であるという立場でございしますが、一方で国のほうは裁決を理由に工事を進めているのは委員の御指摘のとおりです。ただその工事に当たっても、看過できない環境上の問題等がありましたので、例えば6月11日付で知事、土木部長から行政指導で直ちに工事を中止して、例えば性状のデータとかをきちっと

提供するよというこことで、工事の中止とあわせて指導を行っているところ
でございます。

○照屋守之委員 ですから皆様方が、第三者が認める違法行為であるかないか
ということをしっかり確認しないで、勝手に違法だ違法だと言いながら工事を
進めさせている。この責任は非常にはかり知れなく大きいんですけど。国が何
と言おうが皆様方が違法であれば、それ第三者が認める違法行為であれば、そ
れは工事とめることができるんじゃないですか。それをやらないで、違法だ違
法とあおってですね、今ここで裁判を起こして、それを証明しようとするわけ
でしょう。こんなことがですね、今特に、翁長県政そしてそれを引き継いだ玉
城県政の中で行われているんですよね。これ県民にとって非常にやっかいなこ
とですよ。だから何をやってもいいということじゃないわけでしょう。つくら
さない公約を実現すると言っても。そういうふうな中で、どう対応するかとい
うことも含めて考えないといけないけど、この裁判、先ほど少しありましたけ
れども、県が負けたら国はそのまま工事やりますね。県が勝ったらこれどうな
るんですか。次の起こる裁判で県が勝つとどうなるんですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 お答えいたします。

ちょっと仮定の話になるわけですけども、県は今回裁決の取り消しを求める
訴えを提起しようということに議案を上程しております。ですから、その後議
決が得られて、訴訟を提起して、県が仮に勝訴した場合ですけども、この裁決
が取り消されるとい形になりますので、承認の取り消しが復活するといいま
すか、その効力が生きてくるという形になりますので、工事ができないという
形になるというふうと考えております。

○照屋守之委員 これは撤回ですから。これまで翁長知事が埋立承認してやっ
た工事は、これ適法に国は工事を進められておりますから、この撤回というの
はこれまでのものは認めて、今後工事ができなくなるというふうな、そういう
状況になるということですよ。いかがですか。

○池田竹州知事公室長 お答えします。

埋立承認が復活してからの工事におきましても、私ども何度かさまざまな環
境配慮あるいは留意事項に基づき、工事を中止して県と協議を行うように通知
をしたところでございます。それにもかかわらず、国は工事をとめることなく
工事を進めてきたという点がございします。ですから、そういったところをどう

するかについては、今どのような形でやるか明確にちょっと答えることが難しいんですけども、いずれにしても、仮にこの今回の抗告訴訟において最終的に司法の判断で県側の勝訴ということになれば、少なくとも国は工事ができないということにはなろうかと思えます。

○照屋守之委員 ですからこれからの先はできませんね。これまで、翁長知事が埋立承認してやった今までの工事がありますよね。これ本会議でも少しやりましたけれど、何か1400億円くらい発注されているんですかね。これは国からすると、県の承認も得て港の使用も得て、行政手続的にも問題ないと。これはやりたいんだけど県がつくらさないという形で、国の責任でない工事ができない状況になった場合に、これまでの工事の分、補償しないといけない。あるいは、撤去費用、これは県が持たないといけないという新たな大きな課題が出てくる可能性がありますね。どうですか。

○池田竹州知事公室長 はい、委員今おっしゃる立場でのそういった御意見があることは聞いております。一方で、県民のたび重なる民意を無視して工事を、また留意事項に基づく再三の工事中止の要請を無視して工事を進めてきたというのも事実でございます。その辺をどういう形で一仮に県が勝訴した場合にやるかということについては、ちょっとまだきちんと議論をしているところではございません。

○照屋守之委員 いや、大いに議論してくださいよ。あのね、これは国が今工事を進めておりますけど、国家予算ですよ、国の予算で。国民全体の理解を得てこれは工事が進められていると言っても過言ではないと思えますよ。国家予算です。国の予算ですよ。そうすると、こういう裁判が起こったときに、これは県が勝った場合、国が勝った場合、どちらもその責任が問われていきますね。その起こったことについて責任を負う。特に、国がこれまでかけて沖縄県の要求によって、基地の負担軽減という形で23年かけてやってきた部分について、もちろん県民も国民もさまざまな感情がありますよ。ここまでやってきて、これを裁判で正式になった場合に、正式にどこまでどこの責任があるんだということになったときにですね、これは国家予算ですから、国民のトータルの予算ですからね。それをうやむやにすることはできませんよ。私が申し上げたいのは、そういうことも含めて今、沖縄県として埋立承認をした責任、港の使用を許可して、資材を搬入させているこの責任も含めて、一体となって考えて、今起こっていることをどういう形でとめていくのかというふうなことを掲げて、

これまでの責任はどうとっていくのかということを考えていかないと。ゼロのスタートではありませんからね。これは国は総理大臣も含めて相当な責任を負いますよ。それを覚悟した上で、沖縄県の基地負担軽減、基地の整理縮小に対して取り組んでいるわけですね。そのぐらいの覚悟があって取り組んでいるんですかという話ですよ。どうですか。

○池田竹州知事公室長 SACO合意、そしてその後の統合計画に基づく返還計画につきましては、いわゆる辺野古への移設はちょっと別ですけども、沖縄の基地負担軽減につながるものということで評価しております。一方で、やはり辺野古移設については、これだけ県民の反対という意味のある中、いわゆる留意事項に基づくたび重なる行政指導にもかかわらず工事を一県からすると一方的に進めているという面もございます。そういったところをどうするかというのは、まさにこれから話し合いながらきちんと詰めていくべき問題ではないかというふうに思います。

○照屋守之委員 話し合いながら、どなたと話し合って決めるんですか。裁判に訴えてですね、客観的にそういうふうな判決が下ったときに、これ話し合いの余地はありませんよ。これは県が勝ったときに、そういうこれまでつくったものの責任を誰がどう負いますかという国に対する補償問題、あるいはまた撤去というふうなものが、私は出てくると思います。これは、識名トンネルの問題もそうですけど、一生懸命頑張った職員がですね、よかれと思って法律に基づいてやったことが、後で訴えられて、今2人に7000万円のそういうふうなものがあって、それまだ決着ついていないんでしょう。

今回、逆に今度は国が勝った場合ですよ。これ、とまった工事期間—60日くらいとまっていますか。どうですかこれ撤回して60日くらい自主的にとまっています。どうなんですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 お答えいたします。

撤回のほうは平成30年8月31日に行いましたけれども、その後工事はとまりまして、審査請求に対する国交大臣の執行停止決定、これが10月30日だったと思います。11月1日から工事が再開されておりますので、約2カ月間、今おっしゃるとおり約60日間工事がとまっていたということになると思います。

○照屋守之委員 ですから、そのときに県が負けたらですね、国が勝つと、先ほどもちょっと出ておりましたけれども、私あの当時謝花副知事が承認撤回を

してですね、これは請求されたときのその対応も含めていろいろ考えているみたいなの、覚悟を決めてやっているみたいなのを聞いたことがありますけれども、そうやって1日2000万円というふうなこと、60日というふうな金額を計算していくと、これその間とまった分は国だってその受注業社に対しても、彼らもずっと待機するわけですからね。さまざまな損失があるわけですよ。それは国の責任ではなくて県がそういうふうな行為をやったことに対してということになってくると、当然それは補償していくというそういうふうな責任も負うことになるんじゃないですか。いかがですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 はい、お答えいたします。

先ほどもお答えしましたが、国家賠償法におきましては公共団体の公権力の行使に当たる公務員がその職務を行うについて、故意または過失によって違法に他人に損害を加えたときは、当該団体がこれを賠償する責に任ずるというふうに規定されているところでございます。

県はですね、公水法の要件を充足していないといったこと等を理由として承認取り消しを行ったものですが、その過程においては過失等はないというふうに考えておきまして、この損害賠償する対象になるものではないというふうに考えているところでございます。

○照屋守之委員 ですから、極めて皆様方は県の都合で判断しているわけですよ。先ほども言いましたように、これは国家予算です。国民全体の理解を得て、沖縄県のそういうふうな基地の整理縮小とか負担軽減についてのことをこう行っております。国民全て1億人余りの皆様の理解を得てやっていると言っても過言じゃないんでしょうね。そうした場合に、この今の県の対応と、きちんと本当に法律的なもん一つ一つ積み上げてやっていけばいいですよ。それは民意だ民意だと言ってそういう努力もしないで、こういうふうな法的なものがないがしろにして、もしされていくとなると、最終的にその最高裁で結果が出た場合にですね、国民はおさまらんでしょう。さっき言ったように、識名トンネル、あの7000万円だって、そういうふうな県民の住民訴訟が起こってそういうことになったわけでしょう。余り自分の都合のいいように考え過ぎじゃないですか。国全体あるいはまた今、国が沖縄県に対してどういうふうな形でやっている、基地の整理縮小どうするというふうな視点で考えて、それだけ投下した予算、それが果たして国家予算を投下するに当たり、これが適切だったのかどうだったのか、それが適切でなければどこに責任があるんだというところまで一やっぱり国民全体でこういう議論になっていきませんか。余り虫がよすぎ

ていませんか。その結果について県は、どうですか。

○池田竹州知事公室長 国家予算ということで、当然私ども繰り返し総事業費や工期を求めているところがございます。しかしながら、あの2405億円という数字以外に一切示していただけないと。本来、軟弱地盤の存在であるとか、いまだに全体の実施設計も起こらない状況の中、公共施設をつくるための今回埋め立てでございます。そういった全体の実施設計を示した上で本来は工事を進めるというのが—これは公共施設をつくる場合の基本的な考えであろうかと思えます。そこをきちっとせずに、できた部分から進めているのが今回の辺野古の移設についての工事の進め方でございます。この点は、本来きちっとどれだけの変更でかかるかというのは、私どもあるいは国会でも野党のほうから繰り返し求められているというふうに理解しておりますが、政府のほうからまだ示されていないと。その点についてはきちんと説明する責任が、当然政府のほうにもあるというふうに考えております。

○照屋守之委員 ですから対話によって、説明する責任があると言いますがけれども、説明させる、国を説得する責任が沖縄県にある。普天間飛行場の返還は大田昌秀知事が返還要求して、それがきっかけでしょう。県が返せと言ったんですよ。あの当時のいろんなあれを見ていると、まさか普天間飛行場を返すという交渉をね、橋本総理がやると誰も思っていない。という中で、大田昌秀知事がとにかく返してくれという要求をして、その協議が始まって、平成8年4月12日に決まるわけでしょう。それ沖縄県知事が強くお願いして要求したからですよ。今の話は、それ一方的に国から説明する必要があるでしょうと。逆に、沖縄県知事がしっかりそういうふうなものを話し合いをして、過去の経緯も含めていろいろ協議をして解決をするという姿勢がないから、今のようにならずに裁判でというふうな話になるわけですよ。

今私は裁判、先ほどから言っておりますけれども、最高裁の判決で負けて、和解条項まで約束してですね、この工事が今、行政手続で進められているというふうな理解ですけれども、そうやって行政がそれをやりながらですね、皆様方は相変わらず行政手続ではなくて民意だ民意だと言っていますね。この違いを説明してもらえませんか。行政手続で手続を進めながら、民意によって反対だと言う。これ一体全体どういうことなんですか。

○池田竹州知事公室長 昨年8月の承認の取り消し・撤回につきましては、前回の承認の最高裁後生じた、埋立承認後に生じた事由で、取り消しを行ったも

のでございます。ただ一方で、県民投票も含め辺野古移設、県内移設反対という民意があることも事実でございます。県民の多くが一連の選挙で普天間飛行場の代替施設としての辺野古移設に反対しているというのが、これは紛れもない事実だというふうに考えております。

○照屋守之委員 沖縄県政は、県政の課題を解決するのに、全て民意で解決しているんですか。今、さまざまな課題ありますよね。民意で解決してるんですか。どうですか、行政。

○池田竹州知事公室長 はい、先ほども述べましたが、昨年8月の承認取消撤回につきましては、承認後に生じた事由によって、公水法の要件、埋め立ての要件に合致しないということで取り消しを行ったものでございます。

○照屋守之委員 いやですから沖縄県は、民意によって行政課題を解決しているんですか。普通はさまざまな法律的な決まりがあって、それぞれの部署も、手続があって、そういうふうなもともと私は行政手続が含まれて、県民のために課題を解決されると思っていますよ、私は。でも皆様方は、今このような形で民意民意と言うから、行政手続を無視して、民意で県政の課題を解決している。これが今の沖縄県政と理解していいわけですか。

○池田竹州知事公室長 先ほど来繰り返して述べているように、公有水面埋立法に基づく要件に合致しないから取り消したものでございます。決して民意を理由に取り消したものではありません。

○照屋守之委員 民意の理由で取り消しているわけではないと言いながら、やれ県民投票だの選挙の結果だのと言う。そういうふうなものが背景にあってというふうなことでしょう。だから余りその都度その都度うまく使い分けないでくださいよ。我々今の立場からすると、皆様方は民意を背景にしてこれを何としてもつくらさない、取り消しをしているという、そういうふうに理解しているんですよ、違うんですか。

○池田竹州知事公室長 翁長知事のと時の選挙で辺野古に新基地はつくらせないという選挙公約を訴えて翁長知事は当選されました。それ、民意とするならばそれは民意の一つだと思います。それを引き継いだ玉城知事もそれをやっております。

一方で公有水面埋立法という法律に基づいて、3年前も取り消しを行い、去年撤回も行ったものでございます。民意は民意として尊重されるべき県民の意思表示であると思いますが、私ども今回訴えを提起するに当たっても、法律上のさまざまな分析をして、弁護士あるいは行政法の研究者などからも助言を求めて行っているものでございます。

○照屋守之委員 公室長、今ですね、本当にあの行政手続で法律に基づいてということになっていくとね、知事が、翁長知事が埋立承認をしたあの平成28年のあそこを境に皆様方は、約束・和解もしているし、そういう形で順調に進めていかないといけない立場なんですよ。今回、それではあれですか、この今の指摘のようにすると、この撤回の分で今の裁判で負けると、もう本当に後は行政手続でやっていくという話なんですか。そう聞こえますよ、どうですか。

○池田竹州知事公室長 まだ裁判所に訴えも提起していない段階で、その後についてはちょっと差し控えたいと思います。

○照屋守之委員 せんだってですね、私一般質問で玉城知事に、今辺野古区民の皆様が普天間飛行場の危険性の除去、負担軽減というのも含めて、現在地に3分の1の規模にするキャンプ・シュワブ内のものに対して理解を示して、それを今容認しているということについてね、これを認めますかという確認をしたら、速攻尊重すると言っているんですね。今の辺野古の区民の皆様方が受け入れしているものについて尊重する。宜野湾の松川市長じゃあどうなんですか、辺野古しかありませんということについて容認しているということについてどうですかと、そこも尊重すると言っているんですよ。選挙結果も尊重する、県民投票も尊重する。今回新たに受け入れをする辺野古の皆様方、それをお願いする宜野湾市の市長の立場を尊重するということになったら、もう、これは玉城知事が全国にそういうふうな事例がありませんから、玉城知事自身も辺野古が唯一の解決策だというふうなことを暗に認めているんじゃないですか。そういうふうに私は聞こえましたけどね、いかがですか。

○池田竹州知事公室長 玉城知事は昨年の選挙で辺野古に新基地はつくらせないということを公約に掲げて当選されたものというふうに考えております。だから辺野古への移設阻止、普天間飛行場の県外、国外移設というのは知事公約の基本であるというふうに考えております。

○照屋守之委員 いや、基本であると考えても、つい最近でしょう。6月28日ですよ。この衆議院の補欠選挙もあって、県民投票もその前に済ませて、その前のさまざまな選挙がありましたと。これ来ましたと。6月28日に明確に辺野古の皆様方の立場を尊重しますよと。宜野湾市長の立場を尊重しますよ。これ辺野古容認認めるという分について、県政のトップリーダーである県知事がですね、そこは認めるという尊重するという事になれば、それがああ、いよいよ問題解決に向けて、知事は現実的に動いていくんだなというふうなことに、そういうメッセージを知事は出したんじゃないですか。どうですか。

○池田竹州知事公室長 ちょっと知事がどのようなお考えで述べられたかちょっと私から言うわけにはいきませんが、一般的に民主主義はさまざまな少数意見も踏まえた上で行政運営をしていくという形になろうかと思えます。そのような意味で、辺野古区あるいは宜野湾市長の意見も意見として当然受けとめていく必要があるというふうに考えております。

○照屋守之委員 いや、今までそうじゃなかったでしょう。今まであんな、辺野古の皆様方とか、あるいは宜野湾市長の立場で、そういう知事が明確に発言したことありませんよ。これは、知事がどういうふうな思いで言ったかどうかは別として、普天間のああいう危険性除去のために辺野古の区民の皆様方が3分の1になる、キャンプ・シュワブ内の域内にそういうふうなものを受けることについて容認をしている、これ尊重しますと。松川市長の立場も尊重しますということになれば、そこはこの問題解決に向けては大きく変わっていくというふうなことになると思いますけどね。これは知事に後で確認してくださいね。私は非常に歓迎する発言だと思っていますよ。この問題解決に向けてですね。これまで翁長知事があのような形でかたくなにできなかった。これを玉城知事になってそういうふうなことをやる。その背景にはやっぱり県知事としてですね、本来はもっと早目に対案を示すとか、条件を示すとか、そういうふうな話し合いがあれば、この問題解決につながっていくわけですよ。ですから県がそういうふうなものも出さない、ずっと硬直状態にある。その中で辺野古の皆様方も、やっぱりこれはもう我々が受けるしかないというような形でやってきたこと、そこは具体的に国とね、周辺環境整備とかそういうようなものも具体的に進めているわけですよ。ですからそういうことも含めて考えていくと、やっぱり玉城知事も現実的に尊重しながらこの問題解決を考えていくというふうなことになっていると思いますから、ぜひ知事の意向も伺いながら、方向的には早目に解決できるような、そこをですね、確認をしてもらいたいんですが、

いかがでしょうか。

○池田竹州知事公室長 はい、発言の真意につきましては当然知事に確認してまいりたいと思います。その上で辺野古の移設あるいは普天間飛行場の危険性の除去については、特に喫緊の課題ですので早急に作業部会の開催をかねてから求めております。この辺は宜野湾市とも連携しながら、国と一緒に取り組んでいきたいと考えております。

○照屋守之委員 それと、今回の陳情ですね、この94ページの普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書が宜野湾から出されていますね。宜野湾から出されていて、宜野湾はですね、これ、国内の市町村議会、都道府県議会もそうですかね、これ全部陳情として出されているわけです。それを受けて、八重瀬町一八重瀬町議会、宮古島の市議会、石垣の市議会。この3つが採択をして意見書がですね、出されているというふうに聞いています。県はそれをどういうふうに受けとめていますか。

○池田竹州知事公室長 今、ちょっと手元にその意見書ないので、細かなことは申し上げられませんが、それぞれの議会で採択された意見書は、それぞれの議会の意思で行われたものというふうに考えております。

○照屋守之委員 それぞれの議会の意思と言いますけれども、これはですね、この普天間の皆様方が求めているのは普天間飛行場の危険性を除去し宜野湾市民の74年間もの苦労を一日も早く解消すること、2、その具体的方法として現在唯一示され実行されている辺野古、キャンプ・シュワブへの移転、統合推進すること。3、日本の安全保障を確保するため日米安全保障条約を推進するとともに、米軍基地負担を負わざるを得ない沖縄県において、さらなる基地の整理縮小を求める。この趣旨で意見書が出されているわけですね。辺野古唯一、それが可決されてですね、それぞれの大臣とか、衆議院議長・参議院議長とかという形で意思が表明されているわけです。

これは、これまでの沖縄県内にはない新たな動きですね。先ほど言いましたように、知事が辺野古の住民の方々の辺野古受け入れも認めると。宜野湾の皆様方の主張の立場も認めるということになって、議会が八重瀬町あるいはまた宮古島、八重瀬町も、辺野古が唯一だというふうな議決をしてですね、そういうようなことがやれるとなると、これはもう辺野古移設の問題については別の視点で考えざるを得ないような状況になっていくんじゃないですか。どうですか

ね。

○池田竹州知事公室長 各議会での意見書の採択についてはそれぞれの議会の権能で行われているというふうに考えております。一方で、我が国で2例目となる県民投票、いずれも沖縄県ですけれども、ことし2月24日に行われて、投票者、有権者の半数以上が投票をして、7割以上が反対という県民全体のそういう意思も示されているところでございます。

○照屋守之委員 ですから今全国各地でさまざまな、この辺野古を全国で考えましようとかという意見書が採択されているということですから、もうこれ全国というよりは沖縄県自体の辺野古唯一という、市町村議会がですね、意思決定をして、玉城知事は辺野古の方々のそういう容認も認める、宜野湾市長のものも認めるということになれば、これ全国の皆様方が幾ら言ったってですね、県内もいいんじゃないのと。宜野湾市も辺野古もそれはお互い同士認め合って、周りの市町村議会もそれを応援するということになれば、こういう環境が全国でつくれますか。つくれないですよ。ですからそういうふうなものを、八重瀬町も後押しをして宮古島も後押しをして、辺野古と宜野湾の状況を後押しをしているわけでしょう。それは問題解決のためには、県が、県知事が率先してやるというのが筋じゃないですか。那覇市ですね。那覇市。民主主義と県民投票の結果を尊重し辺野古の埋立工事の即時中止、新たな米軍基地を建設を断念することを求める意見書、出されてですね、4月1日ですよ。これ、賛成少数で否決されているんですよ。那覇市議会ですよ。那覇市議会。県民投票の結果を尊重して、辺野古の埋立工事の即時中止、これが那覇市議会で否決されているんです。もう那覇市議会の意思是、そうじゃないよと、辺野古断念じゃないよと。県民投票の結果を尊重するとあるけれども、この新たな米軍基地を断念することを求めませんよというのが那覇市議会の意思ですよ。どうですか、公室長。那覇市もそうなっているんです。

○池田竹州知事公室長 先ほどと同じになりますけども、市議会それぞれの御判断だと思います。

○照屋守之委員 県が都合のいいときはそれぞれの議会も意思も尊重しますと言って、都合が悪くなれば真逆のことを言うんですか。何で、いろんな意見も尊重すると言いながら、結局ですね、もう一つ那覇市議会はですね、同じ日に県民投票の結果を尊重して普天間飛行場の危険性除去及び一日も早い運用停止

・返還を求める意見書というのを出して、これは可決されているんですよ。可決されておりますけれども、逆にこれ、那覇市議会の今の与党の皆様方にこれに反対しているんですよ。反対しているんですよ、この意見書には。本来は、全会一致で私は賛成していると思っておりましたがけれども、今の那覇市議会の与党の皆様方、これに反対しているんですよ。新たな基地をつくることについて断念するものを否決されて、那覇市議会ではこの普天間飛行場の返還を求める、運用停止を求める、これも与党の皆様方は反対しているんですよ。

ですから今この問題はですね、非常にあの県民も公室長がおっしゃるように、さまざまなその民意と、今の行政手続で県は反対をしながらも行政手続で工事が進んでいるというふうなはざままで、問題解決はどうしようかなともう揺れ動いているところだと思っております。ですからその中で出てきたのが唯一宜野湾の方々が、宜野湾市の市民の安全な生活を守る会という皆様方が呼びかけて、やって、意見書が採択をされた。議会意思として、辺野古断念というそういうことはありませんよ。もう唯一、辺野古推進しますよという意思決定がですね、なされているんですよ。

ちなみにうるま市もですね、この前、最終本会議があつてかなり夜遅くまでやったようです。うるま市は意見書は出ておりませんが、この先ほど読み上げましたその具体方法としての現在唯一と示された実行されている辺野古キャンプ・シュワブの移転、統合推進すること、この陳情がですね、採択されたんです。うるま市で採択されたんです。ですから、今民意がこれだけ変わって、特に重要なのは辺野古の皆様方の民意を玉城知事が尊重する、宜野湾市長の民意を玉城知事が尊重する、それに合わせるかのように、それぞれの議会が、やっぱり辺野古唯一だ、キャンプ・シュワブだという意見書を出す。そういうふうな陳情に対して採択をするという、こういうことが起こっている以上は、やっぱり玉城知事として、そこはきっちり県民の思いをですね、さまざまな行政手続も含めて照らし合わせながら、この問題を解決をしていくという方向をですね、やっぱり定めていく必要があるんだろうと思っておりますけどいかがですか。

○池田竹州知事公室長 はい、お答えします。

玉城知事の御発言につきましては後ほどきちんと意見を交換したいと思っております。各市町村での意見書もありますけれども、やはり県民投票、あるいは昨年の県知事としての公約もございます。ですから基本的に、意見、あらゆる意見を取り入れる、尊重するというのは当然民主主義ですので、それは基本的にどのような立場でも変わらないと思っております。それを踏まえつつどういう政策運営をされていくかは、基本的には知事が公約に基づいて判断される

ことになるのかなというふうに考えております。

○照屋守之委員 確認はすると言ってもですね、本会議で明言していますからね。尖閣のパトロール発言みたいに撤回すればいいというもんじゃないですよ。知事が本会議で言っていることについて、やっぱり県民はもうそういうふうに理解していると。やっぱりしっかりそういうふうな方向も含めて考えていきましょうと。それぞれの市町村議会が意思決定をしていると。県内ですね。そういうふうなことも含めて考えていきましょうと。解決に向けて考えていきましょうということにならないと、確認とったらそうじゃないという言い方されても今さら困りますよ。同時にまた、これは強く言っておきますけれども、今、辺野古の工事は先ほどから言っておりますように、県が埋立承認をして工事が進んでおります。ずっと進んで、国費が投下されております。これを今、とめてつくるつukらないも含めて、これは大きな県の責任が伴う、この責任を伴うのは県だけの行政の責任で伴う分にはいいけど、これが県民負担となつてはね返ってくる。そういうことも含めて、私は危惧しているんですよ。ですからしっかり、この今の辺野古問題というものについては、覚悟を決めて、やっていかないと、ただ今のようなやり方で国を批判すればいい、これを主張すればいいということでは、この問題は解決しませんから。そのことも含めてですね、しっかり対応してください。我々も後押しをしながらまた、さまざまな提言も含めて、問題解決と一緒に考えていきますよ。以上です。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室等関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

次に、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る3月以降の米軍関係の事件・事故についてを議題

といたします。

ただいまの議題について、警察本部刑事部長の説明を求めます。

島袋令刑事部長。

○島袋令刑事部長 お疲れさまです。

平成31年3月から令和元年5月末までの米軍構成員等による刑法犯の検挙状況について御説明いたします。

同期間における米軍構成員等の刑法犯の検挙は、6件4人となっており、前年同期と比較して件数の増減はありませんが、人員は2人減少となっております。

罪種別では、窃盗犯が1件1人、知能犯が4件2人、その他が1件1人となっており、これらの事件については、那覇地方検察庁に送致しております。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○仲宗根悟委員長 刑事部長の説明は終わりました。

次に、警察本部交通部長の説明を求めます。

宮城正明交通部長。

○宮城正明交通部長 では、交通部関係御説明いたします。

お手元の資料をごらんください。

本年3月から5月末までの米軍構成員等による交通事故の発生状況について御説明いたします。

同期間における米軍構成員等による交通人身事故につきましては、36件発生し、前年同期と比べ8件の増加となっております。

交通死亡事故につきましては、1件発生しており、5月26日に、米軍属が運転する乗用車が、二輪車と衝突する事故が発生しております。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○仲宗根悟委員長 交通部長の説明は終わりました。

これより、3月以降の米軍関係の事件・事故について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

山川典二委員。

○山川典二委員 まず、刑法犯の検挙状況から伺いますが、この知能犯とありますね。これは内容はどのようなものですか。

○島袋令刑事部長 これはおもちゃの貨幣—紙幣を使って、タクシーの運賃に使っておつりを—つり銭を詐取するというケースがこの件数あったということです。

○山川典二委員 これ軍人2人が件数4件ということで理解していいんですかね。同じ人たちが。

○島袋令刑事部長 そうです。4件2人、それぞれが。

○山川典二委員 これどこの所属かわかりますか。例えば海兵隊とか、空軍とか。この2人というのは。

○島袋令刑事部長 いずれも海兵隊員です。

○山川典二委員 これ被害額というか、どれくらい、幾らくらいの被害額なんですかね。

○島袋令刑事部長 トータルで申し上げますと、4万円余りですね。4万1450円—いわゆる詐取したお金がですね。1件は未遂ですので、そういうことで既遂が3件、未遂が1件と。

○山川典二委員 これおもちゃの紙幣というのは、例えば日本円ですか、それともドル。

○島袋令刑事部長 ドルですね。ドル紙幣。

○山川典二委員 このドル紙幣は、例えばどこから入手したのですかね。自分たちでつくったものとか、出回っているものもありますよね。それは特定できましたか。

○島袋令刑事部長 いわゆる玩具としてですね、玩具として売られているもので、いわゆるコピーしてつくったとか、偽造したとかそういうものではないと。

○山川典二委員 玩具でタクシーとか、あちこちでこれ簡単に、これ詐欺というか、だまされたというふうに理解していいんですか。

○島袋令刑事部長 手口としては夜間、夜間のいわゆる暗闇に乗じてということなので、そういうことがあってですね、運転手の方もすぐには気づかなかつたという。

○山川典二委員 こういうこの事件は、これまで何件かあったんですか。つい何年か、あったかどうか。

○島袋令刑事部長 去年もございました。そういうことを受けてまた米側のほうにはですね、そういう形での注意喚起というか、そういう働きをふやしているところでもあります。

○山川典二委員 これ検挙した軍人は今どういう扱いになるんですかね。処罰というかそういうものについては。

○島袋令刑事部長 起訴とですね、起訴されているケースもありますし、不起訴のケースもあります。

○山川典二委員 いや、ですから今回のこの件についてはどういうふうになりましたか。

○島袋令刑事部長 今回のうち3件については起訴、1件については不起訴と。

○山川典二委員 ちょっと繰り返しますが、このおもちゃのドルはどこでも手に入るんですか。あるいは通販なんかで手に入りますかね。

○島袋令刑事部長 通販というふうに聞いています。

○山川典二委員 通販の先はどこです。例えばアメリカであるとか、日本国内であるとか中国とか、いろいろありますよね。

○島袋令刑事部長 アマゾンを通して購入した、入手しているということです。

○山川典二委員 アマゾンで。去年もそういうことがあったというんですが、同じような、やっぱりケースですか。あのアマゾンで入手したとか。

○島袋令刑事部長 そのとおりです。

○山川典二委員 わかりました。以上です。ありがとうございました。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。
休憩いたします。

(休憩中に、渡久地委員から北谷町での殺人事件は今回の件数に入っていないのか確認があり、執行部から米軍構成員による事案は一般事案と異なり、事件を送致した後に統計として計上するため、まだ計上されていないとの説明があった。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。
ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 質疑なしと認めます。

以上で、3月以降の米軍関係の事件・事故についての質疑を終結いたします。
説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

議案及び陳情等に対する質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。
休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の順序等について協議)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

まず、乙第20号議案訴えの提起についての採決を行います。その前に意見・討論等はありませんか。

(「意見・討論等なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 意見・討論等なしと認めます。

以上で、意見・討論等を終結いたします。

これより、乙第20号議案訴えの提起についてを採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○仲宗根悟委員長 挙手多数であります。

よって、乙第20号議案は、可決されました。

次に、請願及び陳情の採決を行います。

請願及び陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、陳情等の取り扱いについて、議案等採決区分表により協議)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

請願及び陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した請願 1 件及び陳情 55 件と本委員会付議事件を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理は、全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 仲宗根 悟